

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第三十号

昭和四十九年五月十五日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 伊藤宗一郎君

金子 一平君

瓦 力君

三枝 三郎君

野田 毅君

村岡 兼造君

佐藤 観樹君

広瀬 秀吉君

山中 吾郎君

広沢 直樹君

出席国務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 柳田桃太郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 辻 敬一君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

通商産業政務次官 森下 元晴君

資源エネルギー庁公益事業部長 岸田 文武君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第三十号 昭和四十九年五月十五日

五月十日

辞任

荒木 宏君

同日

辞任

木下 元二君

同日

辞任

奥田 敬和君

萩原 幸雄君

松浦 利尚君

荒木 宏君

同日

辞任

瓦 力君

大石 千八君

米田 東吾君

米田 利尚君

米原 昶君

同日

補欠選任

奥田 敬和君

萩原 幸雄君

松浦 利尚君

荒木 宏君

本日

の会議に付した案件

電源開発促進税法(内閣提出第六七号)

電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出第六八号)

○安倍委員長

これより会議を開きます。

電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員

これは新税の創設であります。それにもかかわらず、この出席状態でやるなどというのは、大蔵委員会の権威に関する問題だ。私は与党だけとは言わぬけれども、与野党ともども、特に与党の方々はもう少し熱意を持ってくれな

れば審議をするということにならぬのじゃないか。まず、私は不満の意を表明しておきたいと思

います。この委員会に付託されました電源開発促進税法

案、電源開発促進対策特別会計法案というのは、商工委員会に付託されておる発電用施設周辺地域

整備法案の財源支出の方法を定めるものでありま

して、本来ならば、発電用施設法案が審議され、

もう少し内容が詰められてから、そのための手

段であります金の問題、特別会計の問題が当委員

会で審議されるべきだ、こう思ったのであります。

と申しますのは、この地域整備法案の内容を見

てまいりますと、何が一体目的なのか、あまりに

も広範でさっぱりわからない。目的が明確でない

というあたりで、私は、この通産の法案がもう少し

審議され、究明されて、その中でわれわれの委

員会の方でも審議をされるのが順序だろう、こ

う思っておりますけれども、与野党の方々は、

審議をたいへんお急ぎのようでありまして、大臣、

こんなことで十分な審議を尽くせる、こうお考え

られたんだと理解しておるのであります。これは特例中の特例だ、特別会計と目的税は好ましくないということだと思いが、なぜそれは好ましくないのか、これは原則的なことなので、まず大臣の御意見を確認しておきたいと思うのであります。○福田国務大臣 国の財政は一般会計において総合的に表示する、これが基本である、かように考

えておるわけでありまして、ただ、一般会計で収入、支出を行なう、こういう方式をとる場合におきま

して、施策の緊急というのを考える。特に優先度を置きまして、これはやらなければならぬとい

うものにつぎましては、あらかじめ特定の財源を留保し、また特別経理の方式を整えまして、これ

を一般の施策に優先して行なう、こういうような仕組みもときには必要になってくるという事態が

あるわけでありまして、ガソリン税を財源としたしましてあの優れた道路の整備を行なうというこ

とは、そういう考え方に基つたのでございまして、今日になってみますと、わが国が当面しておる最

○阿部(助)委員 大臣、緩急であるとか、いろいろおっしゃるけれども、重量税の場合も、特別会計をつくらなかったですね。私は、民主的な財政の原則として、統一的会計の原則があると思うのです。この原則は国民経済負担のすべてを予算に掲げ、これを総支出に対照させる、そして財政の全貌を国民に明白に示す。そこで乱費あるいは税のいかに増徴、負担の不公平を防止する、こういう民主的な原則があるんだらう、この質問しておるのではありません。緩急に依りてどうのこうのとおっしゃるけれども、やはりこの原則をまず確認した上で——いろいろなことがあるけれども、この原則の確認を大臣は本来腹の中でしておられると思う。それだからこそ本会議の説明で、特例中の特例だと大臣はおっしゃっておるんだ、私はこう理解しておるわけでありまして。

この法案の審議にあたって、これは特例中の特例なんだから、そして統一的会計原則をくずすものなんだから、目的税だというその目的の商工委員会にかかっておる法案が、はたしてそれにふさわしいものであるのかどうかというものの究明がある程度してから当委員会を始めるべきだ、こう私は冒頭申し上げたのであります。しかし、残念ながらそういうことにはなりませんので、整備法案等の内容もからめながら、これから質問をしてみたいと思うのであります。

電力が足りない、やれ何か足りないということ、で目的税がつくられ、特別会計ができるというなら、幾らでも目的税、特別会計というものが乱造されることになる。政府はこれにどうしようという歯止めをされようとしておるのか。緊急だとか特例だ、こういうええそのつど目的税だ、特別会計、こういうものをおつくりになる、これじゃ困るのであります。その歯止めというものは一体どういうふうにお考えになっておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○福田(助)大臣 一般財源で国の仕事として恒久的にやっていたいかなければならぬというふうなもの、これはどうしても総合的に整備しなければならぬ、

らぬ、そういうことでございますが、とにかく短期、まあ突貫工事というか、そういうような形でこれは急いでしなければならぬというものについて特別の財源を整備し、特別の使途にこれを使うというものにつきましては、これは特例中の特例として考へておるべきではあるまいか、そういうふうにお考えになっておるのではありませんか。

その境界はどうだということ、これはなかなかむずかしい問題であります。総合的に觀察いたしまして、これはどうしても特別に整理し、したがって特別の財源で特定の使途にこれを使うのだ、そして所期の突貫工事をしてしまふんだ、こういうような考え方をとることは、これは特例中の特例として容認せらるべきことではあるまいか。しかし、あくまでも私は財政統一の原則、これにつきましましては引き続き堅持してまいりたい、こういう考えであります。

○阿部(助)委員 何かさっぱりわからないのです。統一会計の原則を守るんだ、けれども、何か必要があればつくるみたい——これは何かここに歯止めみたいなものを考える必要があるかと思うのです。いまの大臣の御答弁だと、まあ聞いておる方々はおわかりなのか知らぬけれども、私には歯止めらしいものは一つも感じられないんでして、私は、そういうことではないんじゃないか、目的税と特別会計をつくる最低の条件というものがあろうと思うのです。

それは、私は、第一に使途が明確で限定をされておる、これが第一だと思ひます。第二には負担が受益者に限られる、これが私は少なくとも第二の条件である、こう考へるのですが、いかがですか。

○福田(助)大臣 第一の点は、私はそのとおりだと思ひます。しかし、そのための財源を受益者に限定する、こういう考え方は、必ずしもこれは普遍的な歯止めという条件にはなしないんじゃないか、そういうふうにお考えになります。財源はしかしながら特別の財源でなければならぬ、これはもう当然そうだと思います。それが受益者となつて

持った特定の財源でなければならぬというふうには考へません。

○阿部(助)委員 電源開発税と特別会計は、私はまず使途が明確でないのじゃないかという感じがしてならぬのであります。発電用の地域整備法の第一条に、公共の施設の整備と地域住民の福祉の向上、こういつておるのですが、これはどのような関係するのですか。

○岸田(助)大臣 いまさら申し上げるまでもなく、これからの経済、社会の発展のために、電気の供給というものは不可欠でございます。経済が成長し、国民生活の向上にはほぼ比例をいたしました、電力の供給の増大をはかってまいらなければなりません。しかしながら、現実の供給体制の動きを見てみますと、ここ数年、私どもの立てました電源開発計画、この達成率が次第に低下をしております。ちなみに、昭和四十六年度でございますと八七・四七年度でございますと三三・四八年度が四〇・〇〇を若干こしたといった姿になっておるわけでございます。

これらの発電所の建設がなかなか困難におちいておる原因、いろいろございまして。一方には公害問題あるいは安全問題に対する住民の懸念の問題、これについて私どもいろいろ苦慮し、対策を拡充しておるといふ状況でございます。それと並びまして、地元の方の意見を伺っておりまして、せっかく電気をつくっても、できた電気は都会地へ行ってしまう。ほかの工場であれば、地元で下請の工場ができるとか、あるいは住民の雇用の機会が与えられるとかといったメリットがあるのに対して、電気の場合にはそういったメリットが一切ない、いわば他人のために電気をつくってやるというふうな関係になる、こういった点が指摘をされておったわけでございます。

私どもは、このあとの懸念に対応するためにどういう方策をとるかというところ、あれこれ研究いたしました。やはりこれは電源地帯の整備というところを、この際思い切つて進めようということが必要であらうと考へたわけでございます。いまお

話の中にございましたように、公共施設あるいはこれに関連する各種の施設、さらにまた地元の福祉に貢献をする施設、これらの整備を促進することによって、やはり発電所ができてよかった、こういったことを住民の方に感じていただく機会を得たいということが、この法案の私どもの気持ちでございます。

○阿部(助)委員 だから、どういふふうに関係するのですか。

○岸田(助)大臣 たいへん恐縮でございますが、関係とおっしゃいました意味をもう一度御説明いただけましてよろしいでしょうか。

○阿部(助)委員 これをうたつておるわけでしょう、この条文に、目的のところに。だから、それはどういふふうに関係するのかわかりません。

○岸田(助)大臣 発電所の周辺地域における公共施設の整備、これは具体的に道路の建設であるとかあるいは各種の福祉施設の建設といったことがこの内容になってまいるわけでございます。それらが実施されることは、結果として地元の方々の利便を向上しあるいは福祉の向上につながってくる、こういう関係になるわけでございます。

こういつたことによりまして、発電所ができることは、結果として地域を利用していくという関係になりますれば、それはひいては発電所の建設についてやはり住民の理解を得る上で大きな役割をするのではないかと、こう理解をしておるわけでございます。

○阿部(助)委員 それはあとでなお伺ひますけれども、この条文自体がめちゃくちゃにできておるのですよね。道路をつくつた、だから福祉につながる、そういう面もあるでしょう。風が吹けばおけ屋がもうかる式に言えば、いろいろ理屈をつけられつづけます。しかし、電源開発をするための荷揚げの港をつくつてみたり、建設用の道路をつくつてみたりすることは、これはこんな法案をつくらなくたって、電源開発をしようとするものは当然それをやらねばならぬのですよ。山奥へ水力発電をつくらうとすれば、そこへ行く機材

を運ぶ道路というのは、これは相当に大きな道路をつくらなければならぬのであって、あたりまえなんですよ。それをいかに住民の福祉であるような形で言っておる。目的はこれだけです。

○岸田政府委員 私どものねらいを一言にして要約すれば、そういうことになると思います。

○阿部助委員 まず、目的はこれに限定されるか、と聞いていいですか。

○岸田政府委員 そのとおりでございます。

○阿部助委員 この「発電所施設周辺地域整備法案について」という通商産業省資源エネルギー庁で出したこれは、皆さん御承知ですね。これを見ますと、一番最後に「なお、五十年以降以降においては、原子力発電の安全確保に関する研究事業にも、電源開発促進特別会計の資金を充てることを予定しています。」こういつているのですね。これは目的の中に入っていないじゃないですか。

この法案は目的税だ。だから私は、大臣に最初確認したのだ。目的は明確にせよ、いかにぬの、目的税なんというものはこれは特例中の特例なんだ、こう大臣もおっしゃっておるが、私もそうだと思う。ところが、初めから、法案を出す前から、皆さんは目的を逸脱しようものをつくつておるといふのはどういふことなんでしょうか。

○岸田政府委員 私どもは、御指摘のございました原子力の安全問題というのは、住民の福祉に深いかかり合いがあるという考えをしております。住民の方々が原子力発電所の建設についていろいろ心配をしておられる、こういう心配を取り除いて安心をしておられる、こういう意味合いで、私どもは理解できるのではないかと考えておりますが、これは将来の課題ということでこの資料の中に取り入れられたので、直接的には関係ございませんで、なお今後の研究課題だというふうにご考へます。(阿部助委員「あなた、声が小さくて聞かれないけれども、もう一べん言ってください」と呼ぶ)

繰り返し申し上げます。

原子力の安全問題というのは、私どもは住民の福祉に深いかかり合いがあるというふうにご理解いたしております。発電所の建設に對しまして、住民の方々が安全問題について、いろいろ不安があるのではないかと、懸念を持っておられます。これらについて、私どもとして十分の研究を行ない、安心をして発電所の建設を見守っていただくようにする、いわば安心をしていただくというところは意味の多いことである、こう理解をしております。

なお、先ほど申し上げましたのは、この資料に入っておりますことは、将来の検討課題ということと内容に取り入れておりますので、この取り扱いについてはなお研究をいたします。

○阿部助委員 いまの答弁じゃ、目的税という税体系をくずすような重大なことを、そんなあいまいなこじつけで、いろいろな研究をするのはみんな住民の福祉、社会福祉、国民の福祉につながるんだと言え、これは万般のことは全部つながつちまう。目的税というのは、そういうふうないろいろな関連づけたり拡大解釈してはならぬというのが税のたまえなんですよ。通産省は、一体、税法というものを何と心得ておるのです。お伺いします。

○辻政府委員 ただいま御指摘をいたしております電源開発促進特別会計法で経理をいたします対象の中に、ただいま御指摘の原子力発電につきましても安全対策等の交付金を繰り込んでおるわけでございます。

その理由は、ただいま通産省のほうから御説明を申し上げましたように、原子力発電につきましても、何ぶんにも原子力を利用するという特殊性があるわけでございますし、わが国におきまして実用化の歴史も浅いわけでございます。そこで、私どもいろいろ努力をしておるわけでございますが、なお安全性についての国民の認識が十分には確立していないという点があるわけでございます。いわば不安感が存在するという特殊な事情がございます。

したがって、そういう点を勘案いたしまして、原子力の安全対策に万全を期して周辺の住民の方々の不安感を解消する。そういうために、この特別会計の経理対象といたしまして原子力発電安全対策等交付金の交付を予定したしているわけでございます。その内容は、環境放射線の監視施設の費用でございますとか、あるいは温排水の影響の調査でございますとか、あるいは住民に對します普及啓発事業、そういうものを予定しているわけでございます。

○阿部助委員 辻さん、そう言うけれども、そういう問題まで広げれば、学問というものは、いろいろな技術というものは、みんな関連があるわけでしょう。どこまで一体広げるんです。大蔵省の立場としてもこんなあいまいな目的税というのは初めてでしょう。それは私は、辻さんの答弁としては、その場ごまかしという立場ではわからぬではない。しかし、税のたてまえ、税というものはそういうものじゃないのですよ。それは私が言うまでもない、皆さん御承知のとおり。フランス革命だのイギリスのいろいろな問題が起きたのは、みんなこれは税金の問題からなんです。だから、税というものはこの原則を守って国会できめにかねというほど厳格なやり方を、どこの国でもとっておるわけですよ。それをもうあいまいに、これが住民の福祉でございますというなら、あらゆる学問の研究、全部これは住民福祉につながる。それをこいう目的を逸脱したところへ使う、これは私は間違いだと思ふのです。

通産省の立場をもう一べん御答弁願いたい。

○岸田政府委員 私は、税金の理論、詳しくは承知いたしません、ただ私どもが、安全問題というものがいかに重要な課題であるかということについて真剣に努力もし研究もしておるということ、御理解をいただきたいと思ひます。

現実には各地の原子力発電所の建設を推進してまいる上において、やはり地元の方々は原子力の安全性について十分のまだ理解がないままに、いろいろの不安の念を抱いておられる。これ

らについて正しい知識を提供し、さらに安全の問題についてはより安全にということでも努力をする、研究もする、こういふことは私どもにとつても非常に大きな課題でございます。この支出についてはなお研究をいたしますが、しかし、趣旨においては、私どもは発電所の建設推進のために地元の理解を得る上で非常に大きな課題である、こう思っております。

○阿部助委員 安全問題はあとでゆっくりと科学技術庁長官にお伺いするつもりであります。皆さん、安全でないのは国民がばかだから、国民が理解が少し足りないから、こういう立場でものを言っておるようであります、その安全問題をきわめてやる、また、それを研究するということが私はやぶさかではないのです。

問題は、こゝまで目的税の目的を広げるのは一体どういふことなんだ。しかも、法律ではこれは除いてあるんだ。だから私は、国民の福祉と開発とはどういふ関連があるか、こうお伺いしておるの、これを目的の中へ入れるならば、あらゆる研究はみなこへ入ってしまう。そうすれば、税法の立場からいって、目的税というこの税の立場からいって、これは逸脱しておるのだ。初めからそうをいつてかかっておる。なぜこれを第一条に入れていないのです。なぜこれを、では第一条に入れたかったのです。

○高木(文)政府委員 目的税のことに関連いたしますので、私からお答えをいたします。

事のよしあしは御批判を十分仰がなければいけません。このきめ方といたしましては、ここにありますように、発電所施設周辺地域整備法七条の規定に基づき交付金というのを一つのグループと考えて

おります。それから「及び」とありまして、それ以下に安全のことが触れてございますが、御指摘のように、安全の問題というのは非常に範囲が広いわけでございすけれども、一条二項の「及び」以下のところは、同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策」ということで一応限定しておる。安全対策のすべてを含むわけではなくて、「周辺の地域における安全対策のため」云々ということではおぼろげにおるわけでございすので、私どもの理解では、いわゆることばの上で安全対策といわれるものが全部が全部この会計において処理されるのではなくて、発電用施設の周辺の地域における安全対策ということに限定されておるものとゆえに、そしてその特別会計の財源でございすがゆえに、一応電源開発促進税というものは目的ははばられておる、限界が引かれるものであるというふうに理解をしておるわけでございす。そこで、周辺地域整備法の七条とそれからその周辺の地域の安全対策、こういうふうな私ども税の立場からは理解をいたしております。

○阿部(助)委員 高木さん、ところがこれはそうならないのですよ。原子力発電の安全確保に對する研究事業にも資金を充てることができるのですよ。あなたのおっしゃることとはこれは違つてしよう。

○辻政府委員 ただいま一般会計の負担となつておりますそういう基礎的な研究開発費につきましては、特別会計の経理対象にするつもりはないわけでございますけれども、発電用施設の設置の円滑化に直接結びつくと思われるような研究開発にかかわる費用があれば、将来の課題として本会計で経理することは考えてもいいのではなからうか、さように思つております。

○阿部(助)委員 何かだまされて、ごまかされていられる感じがしてしょうがないですな。通産省のこのパンフにはちゃんと予定しておるのですよ。皆さんだんだんぼかしてくるけれども、私が初めから言っているように、まだほかにもあります。

すからこれからお伺いしますけれども、この目的が明確でない、この整備法は、地域開発との問題もこれからお伺いしますけれども、明確でないです。この文書を読んでごらんない。これは引つめて、もう一ぺん出し直したらどうです、通産省。こんなものをわれわれの委員会はごまかして通すわけにはまいらないのですよ。

○岸田政府委員 私どもは電源周辺地域の整備につきましても一つの計画を立て、その計画のもとに実施をはかる、その実施の財源として特別会計の金を充てるといふこととございすが、そういうたしかけのいわば基本的な目的として、先ほどお示しの条文が用意をされておるものと理解いたしております。ただ、特別会計の支出の項目としましては、単に公共事業を直接的に整備をする、あるいは施設の建設をはかるといふことのほかに、たとえば、環境放射線の監視施設の設置であるとか、あるいはその地域についての温排水の調査であるとか、こういったことがあわせて実施できるようになつておるといふことで、いわば整備法と特会法との両者の内容を勘案しながら御理解をいたしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 こんなところで突つかかつておると、二日も三日もかかつてしまふんですがね。御理解してくれなかつたつて、できないでしよう。税というものは、そうあいまいな形で行なうべきものじゃない。皆さんのこのパンフのこれを見れば、あらゆる研究がみな関連があるじゃないですか。こんなもので関連させれば、どこまでも広がっていきますよ。だから、第一条の目的とこれとどう関係があるか、もう一ぺん言つてください。納得できない。

○安倍委員 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○安倍委員 速記を始めて。

○辻政府委員 特別会計法の第一条第二項の問題でございますが、そこで電源開発促進対策の定義をいたしておるわけでございます。その内容につきましては先ほど主税局長も触れましたところで

ございすが、第一が「発電用施設周辺地域整備法」、いわゆる実体法の「第七條の規定に基づく交付金の交付」というのが一つございす。それから第二のグループといたしまして、「同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるもの」ということになつておるわけでございます。

ただいまのところ政令で指定を予定いたしておりますのは、四十九年度の本特別会計の歳出予算に計上いたしております原子力発電安全対策等交付金にかかわる措置を予定しておるわけでございます。その内容につきましては先ほど申し上げたとおりでございまして、環境放射線の監視施設の設置運営、温排水の影響調査の事業、それから地元住民への普及啓発事業等を考えておるわけでございます。

そこで、先ほどご指摘のございました調査研究の経費でございすが、発電施設等の立地の円滑化に直接結びつくような調査研究事業がございすれば、この特別会計の経理対象として政令で指定することは可能であると考えております。しかし、それは個々具体的な調査研究の目的なり内容なりに照らして判断すべき問題でございすので、今後におきます発電用施設の設置の状況でございすとか、あるいはまた電源開発促進税の収入の状況、そういうものを勘案いたしまして、その時点におきまして電源開発促進対策としてふさわしいものがあれば、それは取り上げてまいりたいというふうな考えておるわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたところでございすが、基礎的な研究開発費をこの会計の経理対象とすることは考えていないわけでございます。あくまでも発電用施設の設置の円滑化に直接結びつく認められるような研究開発があれば、それは将来はこの特別会計で経理できるといふ考え方でございす。

○阿部(助)委員 まず辻さんの答弁の中で、政令

でこれをきめる。政令できめるといふなら、目的税、私はこれは厳格に規定すべきものだと思つので、政令を出してください。目的がぼけてしょうがないです。

○辻政府委員 政令でどういふことを指定するか、考えておるかということにつきましては、ただいま申し上げたとおりでございすが、必要でございすれば、政令案の要綱のようなものを御提出申し上げます。

○阿部(助)委員 だから私は、先ほどから大臣に冒頭お伺いしたように、目的はきちんとせねばいかぬ。それを皆さんの政令でかつてに広げられるのでは、ここで審議をすることはナンセンスになつてしまふ。そんなことは許されなかつた。これは税の基本ですよ。これは政令をちゃんと出してから審議します。

○辻政府委員 繰り返して恐縮でございすが、ただいま政令で指定を予定いたしておりますのは、四十九年度の本特別会計の歳出予算の原子力発電安全対策等交付金に計上しております内容を予定しておるわけでございます。その中身につきましては、先ほど申し上げた事業でございす。しかし、必要でございすれば、政令案の要綱を御提出申し上げます。

○安倍委員 内容は言つておるとおりだよ。○阿部(助)委員 委員長は親心でいろいろおっしゃるようだけれども、そうはいかぬのだ。これは法律だから、きちんとしてもらわねと、あとでいろいろ変えられても困りますのですね。しかもこれは、通産省、ここに書いてあるのは、はつきりと勇み足でしょう。これは足が出過ぎたんでしよう。違つたのですか。

○岸田政府委員 私どもはこの表現の中で、特定の地域における安全の研究を充実するという意味で申し上げたので、先ほどの法律の趣旨を逸脱するところとは、決して考えていなかったわけでございます。

なお、その問題については、私どもは研究課題といった意味でその中へ取り入れたということ

あります。

○阿部(助)委員 だから、そんな答弁をしておる限りは、政令をきかんとつくって一緒に出してください。こんなあいまいなことでは、大抵、特別措置の通産省から出てくる問題、いろいろわれわれは不満がある。こうやってとにかく出させるのでは、安全確保に関する研究事業ということになれば、どこまでもこれは広がるのですよ。辻さんのお話とはこの文章は違ふのですよ。はっきり食いついておるのですよ。地域のあれに限定するみたいなのを幾らおっしゃって見たって、この文章はそう読めない。私もあまり日本語よくないじゃないのだけれども、どう考えてみたって、私たちはこれはそう読めないですよ。それとも、これを読めと皆さんおっしゃるのですか。そんなあいまいな答弁で、私はこの審議を進めるわけにいかぬと思うのですよ。もう一べん、この政令をきちんと出して、出直してもらいたい。

○辻政府委員 政令で定めるものの要件につきましては、先ほどの第一第二項に明定をしてあるわけでごさいます。安全対策のための財政上の措置というのを例示として掲げました上で、発電用施設設置の円滑化に資するための財政上の措置について政令で限定することになっておるわけでごさいます。その内容につきましては再三御説明申し上げたところでございしますが、要綱の形で御提出を申し上げます。

○岸田政府委員 先ほどの御指摘の点でございしますが、私も、この表現、舌足らずだと思えます。特定の地域の安全研究というふうに当然限定をすべきものだと思いたします。(きちんと要綱が出てから審議だ)と呼び、その他発言する者あり)

○安倍委員長 ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○安倍委員長 それでは、速記を始めます。
○阿部(助)委員 なぜそういうものをわれわれに目隠ししておいて審議しようというのです。あるなら出しなさい。そんなふざけた態度でこの重要

法案を審議しろ、こうおっしゃるのですか。

○辻政府委員 政令でございしますから、まだ正式な要綱、政令案は作成いたしておりませんけれども、内容につきましては、先ほど来再三御説明申し上げておりますように、確定いたしておりますので、要綱を提出せよということでごさいます。ならば、さっそく用意いたしまして、提出をいたします。

○阿部(助)委員 要求いたしましたら——あなたたち、そういう態度ですか。それならそれで私のほうもやり方を考えます。

○安倍委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕

○安倍委員長 速記を始めます。

午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午前十一時三十四分休憩

午後一時六分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 大蔵の政務次官にお伺いします。中川政務次官はどうしたのですか、いつもの顔ぶれの。新税の創設だから衆議院の大蔵政務次官が出ておいでになるのが普通なんですけれども、何か病氣ですか。

○安倍委員長 中川政務次官は早急に出るようには手配をしておりますから、もうちょっとお待ちいただきた。

○阿部(助)委員 この目的税は税調におはかりになりましたか。

○高木(文)政府委員 いわゆる政府の税制調査会にははかっておりません。

○阿部(助)委員 この委員会ではいろいろ問題になってむずかしい段階に入ると、税調にはかかってからと皆さんはいつでも答弁をされるが、では、これは逃げ口上なんです。新税の創設に対して

税調にもはからないということとは、一体どういうことなんです。税調というのはもともと皆さん都合のいいときだけ利用するけれども、いざというときにいざ、あんなものはイチジクの葉っぱだというふうに皆さんは初めから税調を考えておるのじゃないですか。これは局長ではなしに、政府から御答弁願います。

○柳田政府委員 税調を重視するということは絶対ないわけですが、税調へは基本問題に触れる場合は必ずかかるような制度になっておりまして、本件のような場合に法律ができて目的税ができる場合には、必ずしも税調にはからないでもやれるという見解のもとに、この法案を提出いたしております。

○阿部(助)委員 そんな理屈はないですよ。どこからそんな理屈を持ってきたのです。税調というのは何と心得ておるのです。これは新税ですよ。いままでいろいろ、とにかく何か問題があり、むずかしい段階にあれば、税調におはかりして逃げ口上をやっておる。新税の創設に対して税調にもはからないなどというわけがまなことは、おかしいんじゃないですか。では税調をなくしたらいい。それだから税調の会長の東畑さんは、新聞によれば、大蔵省に遺憾の意を表明した。

そうすると、皆さんのほうは、いま局長が入れ知恵したように、基本問題は云々などという話をしているけれども、では基本問題はどが基本問題なのか、どがどうだということ全部聞きただしてからやらないと、税調のために、税調の存在自体、これはそれこそ税調の基本問題でありますからお伺いしますが、どが基本問題なんです。

○柳田政府委員 本件につきましては、従来の目的税を設けようという、目的税のいわゆる一般原則的なものから見まして電源の供給力をふやすためには適当であらう、いわゆる目的税の一般原則に合う税と考へまして、これは特に税調にはからず提出をいたしております。

○阿部(助)委員 目的税の一般原則とはどんなこ

となんです。大体、目的税というのは、午前中に福田大蔵大臣も、これは例外中の例外なんだと言われている。大体、目的税というのは税体系の上からは好ましくないというのが通り相場になっているのだ。それをあえてやる。しかも、そのあえてやるときに、税調にそういう重大問題をはからないとする、税調自体はナンセンスじゃないですか。大体、税調というのは皆さんの逃げ口上をやる場合の隠れみのだ、こう私はいままでも指摘してきたんだ。これがほんとうなんじゃないか。その本質が、ほんとうの姿が、いまだまたあらわれただけじゃないのか、こう私は思うのですよ。目的税の一般原則とは何ですか。目的税というのは例外なんです。この一般原則とは何ですか。

○柳田政府委員 いわゆる一般財源から一般歳出をまかなっていくというのが歳入歳出の一般原則でございしますけれども、税をもつて歳出をまかなうという場合には、おのずから国全体の優先順位というものがございまして、必ずしも十分なる財源をある費目に重点的に、集中的にもっていくということが困難な場合が出てくるのでございします。特に、今回の電力の供給不足を何とか増強するためには、重点的に電源開発立地を進めていかなければならぬのでございしますが、これを一般会計の税収の中から支弁するということは、いまの財政の状況に照らしまして困難な情勢がございします。特に目的税を設けて電源の開発促進並びに安全対策に重点的にその費用を充てようということになったのでございまして、いわばこれは歳入歳出の一般原則の中の例外ではございしますけれども、いままで目的税を設けてまいりましたその一般原則というものに照らしますならば、いままでの目的税を設けた方針と一致するものでございします。あえて税調にはからなかったの

○阿部(助)委員 国税で目的税というのはどんなものがあるのですか。

○高木(文)政府委員 厳密な意味での目的税は、地方道路税とそれから特別とん税の二つが非常に

厳密な意味での目的税ということがいえると思
います。しばしば揮発油税は目的税であるといわ
れておりますけれども、これは本来は普通税とし
てきておりまして、ただ道路整備緊急措置法の
三条によりまして、現段階におきましては臨時
に目的税として扱われておるというふうでござ
います。

○阿部(助)委員 だから、目的税というのは、財
政上の立場からいっても、特に特別会計をつくる
というふうな立場からいっても、また税の体系か
ら見ても、好ましいことではないのです。好まし
くないが、しかし皆さんはやりたい。だから税調
にはかかるひまもなかったということなんだろうけ
れども、そういうふうに安直に、そのときそのと
きの行きがかりで目的税をつくられたのでは、税
の体系が乱れてしまう。それは財務次官は百も承
知だと思ふ。私は、税調にはからなかったという
理由をもう一べん聞きたい。私は納得がでない
のです。だから税調の会長は抗議を申し込んでお
るわけでしょう。そうでしょう。なぜ税調にはか
らなかったのか。それとも税調は、あんなものは
隠れみのなんだ、イチジクの葉っぱにすぎないの
だと皆さんがおっしゃるなら、それはそれなりに
理解できるのです。

○柳田政府委員 御説はまことにこともつともであ
りまして、目的税というのは一般原則から見まし
て異例のことでございますので、特に新税として
創設する場合には、税調にはからることが私は筋だ
と思ひます。ただ、今回の場合は、いわゆる電源
開発の整備法のほうがにわか提出されるような
段取りになりまして、これに対する目的税を大蔵
省としては設置しようということになりまして、
税の創設をきわめて急ぐ結果になりました。この
緊急事態、やむを得ず税制調査会にはかかる機
会がなくて、ここに国会におはかりをいたしてお
るのであります。従来から見ましても異例である
ことは御指摘のとおりであります。

○阿部(助)委員 急ぐから税調にはからなかった
と、こう言うのですね。それで異例だ。そんなこ

とで済まされるのですか。なぜそんなに急がなけ
ればいかぬのですか。

私あとで通産省にお伺いしますけれども、電
気が不足だ不足だといっておる。石油のときも、輸
入がその前の年よりもよいに順調にちゃんと
入っておるにもかかわらず、石油不足という形
でああいう異常な事態を来した。そして大企業は
大もうけをした。何が異常事態なんですか。皆さん
のあれでいけば、五十三年に需給が逆転すると、
こう言っておる。五十三年じゃないですか。そりゃ
あ電源開発はその前から着工しておらなければ一
べんにできるわけはないことは、それは百も承知
です。だけれども、この法律自体が本日のたいま
から発足する法律じゃないでしよう。何が急ぐの
です。急ぐときにはいつでも税調は飛ばして皆さ
んはやるということをして開くつもりなんです
か。それなら税調なんてあんなもの、つぶしたら
どうです。そんな薄弱な理由で税調にかけないで
こへ出したというならば、私は大蔵省は、今後
この委員会といういろいろな問題が出たときに税調に
おはかりしてなんていることは、これから一切
言ってもらうては困る。それを承知しますか。

○高木(文)政府委員 電源開発促進税は、本来、
当然にたいまおしかりを受けますように、税制調
査会において審議をお願いすべき性質のものであ
るというふうにお考えをしておるわけでございます。た
だ、現実問題といたしまして、昨年の十二月の段
階でいわゆる石油騒動というものが急に起こつて
まいりました。それに関連をいたしまして、新た
な電源開発促進というものが、緊急課題としてあ
がってまいったわけでございます。政府部内にお
いてそういう議論が起こり、私どものほうに特別
会計なり目的税を設置してもそういうことを緊
急にやるべきではないかという議論が出ましたの
が、大体十二月二十日前後のことでございました。
すでに大体の予算の歳入歳出の骨格もきまってお
るというふうな段階であつたわけでございます。
よく御存じのように、税制調査会へは基本問題
をお願いいたしますが、その際にはやはり相当

時間をかけていろいろ御議論をいただくわけ
でございます。おはかりをしておかつ十分な審
議が願えないということであつても、これまで税
制調査会に対して礼を失すると申しますか、とい
う問題もございまして、この際は政府の責任に
おいて、税制調査会におはかりすることなしにと
いうことでこういう措置をとつたわけでございます。
先ほど財務次官からお答え申しましたように
に、こういう事態の変化の緊急性ということ御
理解をいただきたいと思つたわけでございます。し
たがいまして、今後におきましても、基本問題は
十分検討を重ねていただくために、税制調査会に
お願いをするということとは統括してまいりたいと
思つております。

○阿部(助)委員 この整備法の修正はいつ出しま
したか。

○岸田政府委員 二月八日に閣議決定をし、引き
続き国会に提出をいたしました。

○阿部(助)委員 高木さんは十二月の二十日ごろ
にこの話が出た、こう言うのですが、いま何月で
すね。この国会でそんなに急にやるといふなら、
急いでやればいいじゃないですか。だからとい
て、税調にかけないという理屈にはならないで
しょう。それは政府のわがままといふものでしょ
う。そうじゃないですか。

○高木(文)政府委員 具体的に通産省なり科学技
術庁なりから御提案が出てまいりましたのが、非
常に予算編成の差し迫つた十二月の二十日前後で
ございました。そして、その予算が政府部内でき
まりましたのが十二月二十八、九日、暮れの押
し迫つた時点でございましたから、もしその間に
おいて税制調査会の御審議を求めますといたしま
すと一週間しかたないという状態でございまして
で、そういう期間を限って審議を求めるといふこ
との可否というふうなことも、別の意味からある
といへばございまして、別々の意味からある
いたしました。結局、税制調査会にはこの際は
御審議を求めないということにしたのには、そうい
う非常に短い間に結論を出さねばならぬ、法律は

いま御指摘のように、他の法律と同様に二月なり
三月なりの段階になって国会に御提出申し上げま
すけれども、政府部内における大体の方針は、予
算に関連いたしますものは予算編成閣議までにき
めるわけでございますので、その意味で審議の時
間がないという状態にあつたわけでございます。

○阿部(助)委員 いま五月ですよ。審議の時間が
なかったのですか、いままで。しかも、皆さん専
門でおわかりのとおり、まず税法、四月一日発足
の期限切れのものをこの委員会が先にやるぐらい
のことは、しろうともわかるのだ。この法案が
四月以降に審議に入るぐらいのことは、皆さんの
ほうは子供じゃあるまいし、そんなものはわから
ないはずはないでしよう。なぜ四月までの間に税
調にはかかるという順序を踏まなかったのです。

これは、税調というのは初めからイチジクの
葉っぱなんだ、皆さんがそうおっしゃるなら、私
はこの質問はこれで終わりにしますけれども、税
調の会長は抗議を申し込んでおるようないまの段
階でしょう。皆さんは結局それを押しつぶすで
しょうけれども、まあ私に言わせれば、ことばは
悪いけれども、税調会長ですら抗議を申し込むの
ですよ。そういうことをわがままに、緊急だ何だ
というけれども、何が緊急なんです。この四月
間税調にはかかるひまがなかったのですか。そんな
ことはないでしよう。政府の態度、どうなんです。
私は納得できない。もう一べん政府の態度を財務
次官からお伺いしたい。

○高木(文)政府委員 政務次官からお答えいた
だく前にちょっと事実関係を申し上げておきます
が、一つは、けさ何か何かの新聞で、税調会長から
政府にあつて抗議が出されておるということが報
道されておるようございまして、少なくとも私
自身はそのような抗議を政府に向けてなされたとい
うことは承つていないのでございまして、一つ
事実関係として申し上げておきます。

それから第二点は、私は十二月までに税制調査
会に新税の創設のことについて御審議を求めると
いうことについて時間がなかったということをお

上げたわけですが、いま阿部委員からは、その後今日までの間に相当の時間があつたからその間に審議を求めてどうか、なぜそれをしていかないかという御指摘だと思ひますが、その点につきましては、これも事のよしあしは問題がございしますが、税制調査会は政府の諮問機関ではございしますが、原則としてはあくまで政府の方針をきめます前に御審議を願うということではございせん、政府としてはぜひこういう税制をつくりたい、しかも特別会計もすでに国会へ御提出いたしましたという段階で審議を求めますということ、いわば非常に審議を拘束するようなことになりまして、政府が方針をきめましたあとで税制に何かあらためて審議を求めるといふことは、いままではいないでございまして、その点は、いままでそういう慣例のようなことになっております。

○柳田政府委員 本件につきましては阿部委員の御質問のとおり、前もってこの電源立法ができるとともに税調にかける、かけて審議を経て出すべかりしものでありましたが、実はもう少し早くこれが国会に提案できる予定になっておりまして、結果的には今日に至りましたけれども、そういう機会を失して今日に至っておりますが、これはまことに異例なことであり、これは政務次官としても遺憾の意を表しておきますが、さようなわけで、今日に至つて振り返つてみますならば、かけるひまがあつたじゃないかと言われることは、ごもっともでございします。

○阿部(助)委員 急ぐから順序を飛ばしてもいいというにはならぬのです。民主主義というものは結論だけがいいのじゃないのです。そのプロセス自体をもつと大事にしていかないと、民主主義というのは成り立たぬのです。結論だけだったら、独裁だつて結論が出るかも知れぬ。そういう危険なことがないように、民主主義というのはプロセス自体が大切なんですよ。そんなことはもう政治のイロハのイでしょう。なぜ一体かけないのか。もう一べん税調へかけて出直してくるべきだと思ひますが、どうです。

○柳田政府委員 もう一度かけ直して再提出するというような意図はございせんので、どうぞ慎重御審議を願ひたいと思ひます。

○阿部(助)委員 一つ一つことばじりをとらえるわけじゃないのですが、高木さんは、あのような石油騒動が起きた、そういうことで電源開発の必要が起きたみたいなことをおっしゃるけれども、石油騒動は一体だれが起したのです。

○高木(文)政府委員 だれが起したということではなく、事実問題として輸入価格が上がつてまいりました。それによつて、なかなかまた、輸入数量の制限も受けるようになってまいりました。その後それに対応いたしましたので、どのようにしてエネルギー対策を講ずるかということ、いささかどうなるかわりなことはございしますけれども、とにかく何とかしなければならぬ。それを四十九年度から何とかしなければならぬ。一方、予算は四十八年の十二月の末に大体の輪郭をきめなければならぬということ、そこに追いつかされてまいりました。騒動ということばは適当でございせんので、石油危機と思ひますが、そういう緊急事態という意味で申し上げたわけでございます。

○阿部(助)委員 あのとこのことを思い出せば、私にはふしぎでならぬのです。あれだけ石油がない、灯油がないといつて騒いでおる。そして私は、通産省に資料を求めても、通産省ではさっぱりわからない資料を出してこない。そこで私は、関税局で輸入量を調べたところが、その前の年よりもどの月も全部輸入は増加しておるじゃないですか。そして順調に入つておるということになると、あの騒ぎはおさまつてくる。通産省自体が石油連盟とぐるになつてあの騒動を起したとしたか私には理解できない。

今度はまたこういう形で、皆さん何か騒ぎが起きたというやうなことで、民主主義のプロセスまで変えるなんというところは許されんことなんです。私は、政府はもう少し反省してもらわなければ困ると思ひます。しかも新税ですよ。新しい

税金を創設するのに、そんなに安直に、この順序を踏み違えてまでここに提案するようなことをやつたら、これから困るのはむしろ大蔵省じゃないだらうかという感じがするわけですよ。皆さんは税金という問題を一体どう考えておるのか。私は、最近主税局の態度にも理解ができません。新税をそういう形で、皆さんかつてに緊急だと考えている。一体、緊急だという事態は、だれが緊急だと考えているのですか。それは政府のほうが緊急だと考えれば、それで緊急事態なんです。そんなことで新税を、順序も経ない、プロセスも尊重しない、そして、こうやつて出す。出したら多数で押し切るという態度で政府はこの提案をしておるわけですか。

○高木(文)政府委員 まことに御叱正のとおりでございまして、新税の創設については、よほど慎重でなければならぬというのが私どもの考え方でございます。

しかし、昨年の十一月以来この一月までにかけて、ましての石油問題を中心とするいわばエネルギー危機というものと、それからそれに関連いたしました価格の異常な状態というものは、まさにめつたに起らないやうな大きな事件であつたというふうな——今日や落ちついておられますから、その當時を振り返つてみますと、私もいまだから考えますと、あるいはもつと落ちついておるべきであつたというおしかりを受けるかも知れませんけれども、その時点においては、日本経済全体としてこれはたいへんな問題である、何とか石油問題としても解決しなければならぬ、石油がだめならば他のエネルギー資源への転換ということも考えなければならぬというところで、十一月、十二月の国会の御議論も、税には関係なく、資源問題としていろいろ御議論がございました。私もも若干そういう雰囲気を感じましたけれども、ありません。そういう意味においては御指摘のとおりでありまして、税についても少し慎重であるべしというところにつきましては、むしろ御激励、御叱正として承つておきたいと思ひますが、今回の場

合には、かなり異常な状態であつたということもまた、おくみ取りいただきたいと思ひわけでございます。

○阿部(助)委員 だから、皆さんがあつてふたつて異常だと主観的に考えたときには、税調を過ぎなくともこれからおやりになるのですか。また、われわれが、これは緊急だからということを追及したときには、これは税調を通さないで処理されますか。

○高木(文)政府委員 先ほど来申しておりますように、本来これは税調におはかりいたすべきものであるというふうには、いまでも考えております。ただし、実際問題として、緊急に課題が起つてまいりましたところから、通常の状態とは違つたということで御審議を税調に求めることをしなかつたということではございまして、これを先例としてはならないというふうな考へるわけでございます。

○阿部(助)委員 だから、その緊急というものが、皆さんが緊急だと思つたらそういうことをやるのかと聞いているのです。一体、緊急だとかなんだとかいうのは、だれが判断するのです。だから、これから税調なんというものは要らないんだというのなら、私はわかつて言うのですよ。

それと、局長は、新聞では見たけれども、税調会長が申し入れをしたというのはまだ聞いていない、こう言うのですけれども、聞こうと聞かない、税調が不満を持つくらいのことでは当然だと私は思ふのです。かりに税調が抗議を申し込まないとしても、これは遺憾なことでしょう。どうなんですか。

○高木(文)政府委員 おっしゃるとおり、別に具体的に抗議をされなくても、税調としては、これを政府が審議を求めることなく一方的にきめたというところについて、いろいろ各委員の間で御不満があることはよく承知しておりますし、そういう御意見をお持ちになるのは当然であると思ひます。

しかしながら、あのとこの事態の問題といたし

まして政府の部内で閣議にまで持っていったて予算をきめます間の段階におきまして、十日の間に
おきまして審議を求めることは、實際上不可能な
ような状態でございました。また、そのあとにお
きまして税調に審議を求めることになりまして、
今度は、きまったことをわれわれに意見を求める
のかということで、これもまた税調としては非常
に好まないわけでございます。税調は税調で自主
的にきめるといふ形になっておりまして、一応き
められました政府の方針について諮問を受けてやる
という形にはなっていないわけでございます。

従来から、政府の方針が一切きまらない先にまず御相談申し上げる、諮問をする、こういう形になっておりますから、何らかの意味におきまして、政府の方針が閣議決定というような形においてでもきまりましたあとで税調におはかりをするということは、かえって税調の審議を拘束するといえますか、われわれとしては、そういう事態になりますか。

ますとどうしても御承認願うようにお願いしなければならぬことになりますので、そのことはまた、審税制調査会のほうには審議の進め方について、審議の自主性ということについて、いろいろな御異論があるわけでございまして、まことに異例でございしますが、そういう事情から審議を求めないという形をむしろ選んだということでございます。

○阿部 助委員 私は、どう聞いてもそれは納得
ができないのですよ。それだと、政府がさつさと
きめてしまったことが間違いのものとなんですね。
政府が間違ひであるわけですね。そういうことな
んでしよう。

○高木文 政府委員 通常の状態からいえば好ましくない、異例の措置であるからやむを得ないという感じでございます。何しろ、これが一般財源ということになりますとまた事情もいろいろ違つてまいります、特定財源であり、特別会計をつくつていこうかということの方針がきまりました関係で、そうなりますと、予算提出ということとの関連、政府の原案作成のしかたの技術との関連から申しますと、やはり十二月の末までにきめて

しまわないうまくまいりませんものですから、求めましてもあまりにも審議の日数が少ないというところで、政府自体の責任において処理をするという形をとったわけでございます。

○阿部 勲委員 いや、だから私の言っておるのは、政府が手順を踏むことができないように急にきめたからかかなかった、こういうことなんでしょう。そうすると、政府は税調の存在を無視してさっさときめてしまった、こういうことなんですね。これは役人さんよりは政府の問題だと思うのですが、どうなんですか。

局長は、政府がさつさときめてしまった、方針を出してしまった。出してしまったものを税調におはかりするのは押しつけがましくなるからにはかたくなかった、こう言うのですよ。そうすると、政府が税調を無視してさつさときめてしまったというところと間違ひのものがある、こういうことになるわけですね。

○柳田政府委員　いままでの普通の手続から見ますと、今回の場合は異例であるということは申し上げておきますし、そのことは好ましいことではない、きわめておもしろくない行き方であったであらう、税調のほうもそういうあいにお考えになつておると思いますし、政府が単独で諮問せず、にきめたとすることは、これは目的税として適当

であるが政府が一方的に考えてきめたことでありますから、税調にはからなかったことも、結果的にはきわめて遺憾であると思っております。しかし、正しくないからという意味ではございませんで、手続を踏まなかったということは遺憾であるということ、を、繰り返し申し上げておるわけでございます。

したかいますて、国会におきまして慎重御審議を賜わりまして、その上で御決定を願いたいと考えておるわけであります。

○阿部助委員　だから、私はどうも理解できないのは、これだけの日数があるのですよ。この国会は十二月一日から始まって今日までやってきておるのですよ。税調にはかるなんということでも、

皆さん方針も何も全然持たないで、税調が独自で
おやりになっておるようなことをいま局長おつて
しゃるけれども、重量税の問題にしたって、実際
は田中構想をどうするかということで、ある程度

の方針を持って税調に臨んでおるくらいのこと
は、皆さん幾らうそをついてみたって、その事実
を否定するわけにはいかぬと思うのですよ。いま
たまたま、税調に押しつけがましうやることはど
うかと思ひみたないな、尊重しておるようなこと
をおしやるけれども、それはうそですよ。大体大
蔵省のデータで、大蔵省のはうで指導しながら税

調が論議されておるくらいことは、皆さんだれでも承知の上じやないですか。それを今度は、押しつけがましくなる、だから失礼だなんて、それよりもはからなかったことのほうがよっぽど失礼なんです。その辺、主客転倒してもらっちゃ困るのですよ。ぼくらめくらだと思って、そういうむちゃくちゃな答弁をされておるとしか私には考え

私は間違ひは間違ひだということではつきりすべきだと思ふのです。それを、いいかげんな、急いできめてしまった、押しつけがましくなると、税調を尊重する意味で言つておるようなことをすればならぬのですよ。

おっしゃるけれども、それはどこいまでも尊重しておるのですか。尊重するならば、なぜはかなかつたのか。かけないのか。反対ですよ。そういうごまかしの、その場のがれの答弁をされるのでは、私はこの審議に応じられないと思う。人間だから人間違いはあると思う。あり得る。しかし、間違えたらなぜ間違えたと言わない。それを一々言いの

がれたんでいくならば、私は一言一言とにかくそれを追及していきますよ。もつとはつきりと、間違ひなら間違ひだと言わなければ、またこれで突破口を開いて、皆さんの主観で緊急だと思つたらこれをやってしまったということじゃ、許されないと私は思う。新税の創設ですよ。税の問題を主税局がそう輕く考えてもらつちや困ると思うん

だ。その辺、腹を据えた答弁をしていただきたい。
あんまりごまかしの答弁をしてもらいたくないの
です。

○高木(文) 政府委員 従来からの慣例と申します

か、また、税制調査会の各委員の御主張からいいますと、審議を求める以上は自分たちはフリーハンドで審議ができるようにしてもらわなければ困るということであり、また同時に、いろいろ材料をそろえまして、各委員が御自身で広く御研究になる時間において、そこで委員さん方が御意見をお寄せになって、だんだん皆さんの意見が収斂し

その意味におきまして、今回のように非常に緊急の間に政府の方針をきめましたような場合に、そのきめましたものについて御意見を求めるというのは、やはり従来の税制調査会の運営がらまいますと、適当でないという議論が出ることは必

○阿部助委員　だから、あなたの話からいけば、至でございしますので、そこで、これはそういうふうに緊急にきめることが異例なことなのでございしますから、それを異例のこととして、その前提のもとに、政府の責任のもとにおいてと申しますか、諸問を経ずにと申しますか、そういう形式をとったわけでございします。

政府の責任でやるというようなら何でもやれるのですか。

○高木文彦（政府委員） それは諮問機関でございまして、たとえば、すべての税について税制調査会の議を経て行なうのだという形になっておりません。何でもやれるかと言われますとお答えに非常に困るわけでございますが、これは諮問機関でござい

ざいますから、どういう場合にもすべての場合について議を経なければならないという機関ではないということでございます。

○阿部助委員長 それは諮問機関であって、かけなければならぬという法律はないのですよ。だけれども、皆さんは、私が八年間ここで論議をするたびに、逃げ口上のときには税調にはかりまして

と、こう逃げるでしょう。今後一切そういうことは言いません。

○高木(文) 政府委員 いや、むしろ今回はからなかったことが異例なわけでございますから、今後どうした場合にでもやはりおはかりしなければならぬということでございます。今回の措置のほうを異例の措置としてお考えおきいたしたいと思います。

○阿部(助) 委員 なぜ緊急だとか異例なことを言うやうなわけなればいかにぬのです。もう異例なことだったら、間違えたら――整備法だって、一ぺん出したけれども、政府はまずいと思ったから修正をして、出直しをして出しておるわけでしょう。政府が考えたからといって、すべてが正しいということでもなし、間違ひもある。皆さんがいま異例だから税調のあり方を無視してもしやにむに押しつけるというなら、それでわかる。それになければ、これは撤回してもう一ぺん順序を通ってくるというのをやるべきだと、私はこう言っておる。それとも、もう一つ、政府自体が間違ひましたと言ふなら、それはまた話はわかる。あいまいな態度で押しにくらうということは、ここには許さないということなんです。どうなんです。

○高木(文) 政府委員 何度も同じお答えをいたしますが、現実問題としておはかりするのに適当な時間的な余裕がなかったわけでございますので、その点そういう特殊な事情にありましたこと、特にこれが普通の税と違ひまして、特別会計の財源になる税である関係上、そして特別会計というものは従来からの慣例で、一般会計予算と同様に、十二月末に一括してきめましますというこの関係上、初めから日限がきまつておったわけでございますので、その意味で審議を求めるに足るだけの十分な時間を持ち合わせていなかったわけでございます。

これを別の形で、何かその部分だけを切り離してあとで、たとえば一月になつてからでもゆっくり審議をしていただくというようなことが実際問題としてできる事情でありますればともかくとい

たしまして、従来から特別会計の新設につきましても、一般会計の予算が締まりました際に一緒にきめるといふ慣例でやっておりますこととの関連上、新税というのは重大でございますけれども、そうかといつてこの問題をあとからきめるといふわけにもまいらぬということから、そういう判断をいたしたわけでございます。

○阿部(助) 委員 なぜまいらないのです。これをやらないと日本がひっくり返つちまうのですか。なぜこれはまいらないのです。あなたは時間がないうという点ばかりだ。あとのものはつけ足しでしょう。そんな理由にならないですよ。私は時間がないというだけだと思ふ。では時間がほんとうにないのかといへば、今日まであつたじゃないですか、これの施行は十月までであるのですよね。時間がないという理由にはならない。また、あとつけ足しして一般会計云々ということも、これは全然理由にならないですよ。そんな理由でこの委員会を通そうというのですか。皆さんそれで押しにくらうというのですか。与党が多数だから押しにくらうというのですか。そういう態度でここに出したのですか。

○高木(文) 政府委員 時間があるなしの問題は二つに分かれるわけでございます。政府が案をきめまします前に御審議を求めるに十分な時間がないというところが一つと、それからあとの問題、十二月二十八、九日から以降の問題につきましては、今度は時間があるなしの問題ではなくて、一度政府として方針をきめました、閣議決定までいたしましたものにきまして税制調査会におはかりするのには、時間がないうというのではなくて、今度は諮問のしかたとして適当でないというところで諮問の意味では、やはり時間がないうと申しますのは十二月末までのことでございますし、そのあとの問題は、時間があつたなしの問題ではないのでござい

ます。○阿部(助) 委員 どうしようもないね、これは。だから、そうすると、私がさっきから言つてお

るように、政府が時間がないようにさつさときめてしまったのが間違ひだ、こういうことなのかというのです。

○高木(文) 政府委員 そこはやはり、重要な問題については、税制調査会にも御審議を求めるのは当然のことでございますけれども、あくまでそこは諮問機関でございます。税制調査会を越えなければ何もできないという形ではないわけでございますから、そういう態度で政府が臨みまして、御意見を求めずにきめましたというこの適否は問題でございますし、それけれども、それはそれなりに一つのやり方であるというふうに考えております。

○阿部(助) 委員 これは主税局長の問題ではないに、政府の問題なんです。十月まで余裕はあるんです。まあ皆さんの希望どおり発足するとしても十月まであるんです。おそろくはその前には、参議院選が終われば特別国会も開かれるだろうし……。

だから、いま局長が言うように、税調というのは諮問機関であつて、まあイチジクの葉っぱみたいなものだから、あんなものはかきてもかきなくともいいんだ、こういうのならば、そう言ひなさいと言ふんだ。それなら話はわかると言ふんです。しかし、いままでのこの委員会における皆さんの答弁は、常に、税調におはかりしてと、こういうふうに通つて口上を打つてきた。私はそれに対して常に不満の意を述べてきた。

私は大体、審議会とか委員会とかいうああいういろいろなものは気に食わない。国会の責任において、政府の責任においてやるべきだというのが私の原則なんです。私は大体、ああいうものはきらいなんです。だから、私は常にこういう不満を持ってきたんです。税調にはかつてという答弁に對しては、だけれども、皆さんはそれ一点張りです。それ、それを今度は、諮問機関だからいいんです、こういう答弁をするならば、私は、今後一切この委員会では、税調におはかりいたしますみたいな話はしてくれちゃ困る、こういうことなん

です。はつきりしておるんだ。

そうでなければ、政府が諮問をする余裕もなしにきめたところに問題がある、政府が間違ひしましたというならば、それで私はそれなりに理解せざるを得ない。間違ひというのにはあり得る。これは一体どっちなんです。あなたみたいに言ひわけばかりのらくら言つてみたつて、私は先へ進めないうです。これは政府、どうなんです。

○柳田政府委員 本件につきましては、事実問題については主税局長がいま御説明を申し上げておるとおりでございます。しかしながら、そのことは、諮問機関として税調というものを置いておきながら、新税を設置するときにこれにはからずに、日にちが計ないとか緊急であるとかいうことで出すということは、いままでの手続から見ればまことに遺憾である、異例であるということでございます。

しかしながら、いま申し上げましたとおりに、法がでさうりまして閣議決定になり、特別会計が設けられるということと税を設けるといふことが、十二月の末になりまして非常に切迫してまいりました。大蔵省としては、税調にはからずに本件を国会に提出することになったことは事実でございます。この点については、もう事実を率直に認めまして、今後かようなことの起こらないやうに十分慎重を期していきたい。したがひまして、本件については、事実を事実としてお認めをいただきまして、慎重御審議を賜りたいと思ひます。

○阿部(助) 委員 前半は話はわかるんです。遺憾であります。異例であります。こう政務次官おっしゃつておられる。それならば、やはり民主主義というものは間違ひもあるいろいろなあるんだから、これは出直すのが民主主義の原則からいって一番正しい。

(委員長退席、松本(十)委員長代理着席)
それで、実際の施行は十月一日から始まることだから、この法案を一ぺん撤回して、もう一ぺん順序を立ててお出しになるほうが、私は普通のあり方だと思ふのだ。あなたが遺憾である、異例であ

るとおっしゃるならば、異例をあまり続けると、これはなれつになるんで、もう一ぺん出し直したらいかがですか、そうすべきだ、こう言うのです、どうですか。

○柳田政府委員 税調は重要な機関ではございますが、審議機関ではなくて、これは諮問機関でございます。すでに大蔵省がそういうように決定をいたしましたので、この審議機関である国会に提出をいたしてやるものでございますから、それを撤回して諮問機関にかけ直して再び出し直すということとは、これはまた非常な異例なことでございます。これはやはりもう国会にかけた以上、慎重御審議を賜わります、この是非をおきめ願うというところが筋ではないかと大蔵省としては考えております。

前段については、もう私も認めたとおり、まことに遺憾でございます。

○阿部(助)委員 まあこんなことであまり時間をとりたくないのですけれども、それなら、皆さん一ぺん出したら金科玉条でもう絶対変えないということなんですか。政府が一ぺん国会に提出したものはもう変えるわけにいかない、こうおっしゃるのですか。そんなことはないでしょう。

○柳田政府委員 政府が提出をしたものでございまして、税法案として出ておりますので、国会の場におきまして御審議を賜わります、もちろん修正になれば修正になり、否決になれば否決になるのでございまして、提案者である政府として、いまこれを訂正する意思はございません。

○阿部(助)委員 それけれども、整備法案はあれだけ変えてきたでしょう、では、あれはどういうことなんですか。

○岸田政府委員 昨年電源地帯整備法案を用意いたしました、いま御指摘のとおり、国会におきましては継続審議になったわけでございます。私も、その後、石油危機が起こりまして、十一月以降電力の制限を迎えたわけでございます。このよう急激な客観情勢の変化に応じまして、電気の不十分というところのたす影響というものについて

十分体験もし、また期間を置きまして、従来の法律よりもさらに一歩進めた整備対策を講ずることがこの際緊急に必要であるということから、前回の提出しました法案の政府修正をお願いしたわけでございまして。特に、前回提出いたしました国会に付議をされましたが、審議が一回も行なわれないうちに継続審議になったというふうな経緯も、その背景にあるわけでございまして。

○阿部(助)委員 あなたは、私と政務次官との話のやりとりを全然聞いていないですね。そんなことをやったら時間をとって、これは一週間もかかりますよ。もっとちゃんと聞いておいて答弁してくれませんか。

いま政務次官のおっしゃるの、もう国会に提出したんだから変更することはできない、こうおっしゃっておる。ところが、整備法案のほうは、国会に提出していながら政府は変えておるじゃないですか。変えることもある、また間違いを直すこともある、それはあり得る。政務次官は、一ぺん出したんだからもう何とか審議してやってください、政府は引く込めるわけにいかないんだと言われた。しかし、これはまあ何なら、この国会を流してもう一ぺん出直すということもあり得るのですから、もう審議をこの辺でやめて、それで法案は流して、次の国会には順序を立てて出してきたところで審議をするというの、一つあるわけなんです。だけれども、出したものは直せないんだ、こう言う。それなら、整備法案は出したものを直さなかつたのかと、こう聞いておるのであって、状況やいろいろなことを聞いておるのじゃないのですよ、通産省。その辺取り違えてくだくだピントのはずれた答弁をしている、何時間もかかってしまう。

私は五分で終わるつもりでかかったところが、もう一時間もかかっている。皆さんがはつきりしてくれば、これは五分で終わってしまふ。私は本論に入ろうと思ったんだけど、これでは入れない。通産省、もう一ぺん答弁をしてくださいます。

○岸田政府委員 先ほど申し上げましたように、昨年十一月、十二月電力危機を迎えまして、制限せざるを得なかつた。これはいわば突発的に緊急に起こった事態でございまして、いわばその経験を踏まえて新しい修正をしたということでございまして。

○阿部(助)委員 いや、政府は国会に提出したものは絶対に変えないのかどうか、こういうことなんですよ。

○柳田政府委員 一般論としては、政府はもちろん提出したもので内容を修正し出すこともあり得るものでありますが、本件につきましては、諮問をしなければならず、いま政府としては修正する意思はございませんので、本案のまま御審議を賜わりたい、こう申し上げておるのでございまして。

○阿部(助)委員 いや、その点はわかるのです。だけれども、あなたは、政府が出したんだから変えないんだ、こうおっしゃるから、それならばこれと関連のある商工委員会にかかっておる法案は変えてきたじゃないか、これは政府間で矛盾しておるじゃないかということなん、変えることはあり得るけれども審議してくれと言ひならわかるんです。だけれども、あなたはさっき、もう金科玉条のようなことをおっしゃったから、それならばこれと関連のある商工のほうにかかっているものは変えておるじゃないか、それじゃ矛盾するじゃないか、こういうことを私は言っておるので

す。私はこんなことにあまり時間をとりたくないのですけれども、こういう形で新税である。それを政府がかつてにきめたから、もう税調にはからない、国会はごり押しをするということでは、私は民主主義の原則から考えておかしいと思う。

くだいようだけれども、私はもう一ぺん言っておくが、税調というのは隠れみのみたいなものだから、大蔵省はこれから、税調におはかりしてということばだけはこゝで禁句にしたい。今度それを言うとい私は聞き直るということだけを確認して、前へ進みたいと思います。

この整備法案を見ますと、第四条一項、二項による整備地域は、たとえば私の新潟県の場合をとると、全県ほとんどが指定地域になるかも知れない、全県ほとんどが指定地域になるかも知れない。関連地域、またそのふちまで入れますと、なつてしまふ。また、太平洋や日本海の沿岸地域のほとんどが整備地域の範囲というふうになり得る。こんなに広範な地域を整備地域にした理由は、どういふことなのか。目的が非常にあいまいになつてくるので、一番冒頭に、目的を明確にし、こう言つたこととこれは違ふわけですね。

○岸田政府委員 本法案では、周辺地域の範囲を、原子力発電施設、火力発電施設については当該市町村とそれに隣接する市町村まで、さらに、水力発電施設につきましては当該市町村のみというところを行政区画によりとらえまして対象としておるわけでございまして。ただ、現実の市町村の区域は広いものもあり狭いものもあり、さまざまございまして、いま申し上げました地域のみであります。

と、発電施設または発電用施設と密接な関係にある市町村をすべて包含するとは言えませんが、地域として狭きに失する場合は、間々出てくるわけでございまして。そのために、周辺地域のほかに、特に必要のある場合には、発電施設の設置と特に密接に関連をする周辺地域のさらに隣接市町村、もつと碎いて申しますと、隣接の隣接まで整備計画を作成することを、道としては一応開いておるという形になつておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 だから、道を開いておるなんというけれども、片一方では目的税は限定しなければいかぬという問題がある。皆さんかつてにそういう形で広げたのでは、国会はもう白紙委任を皆さんに、通産省に、主務大臣に、全部差し上げてしまふことになつてしまふ。皆さんは最近は何でも白紙委任を取ることを望んでおるようだけれども、国会を軽視する、国会はうるさいから、なるだけ国会にかけたくないという気持ちでこうワクを広げておるのですか。

○岸田政府委員 先ほど御説明申し上げましたよ

うに、発電所ができますと、立地する市町村とそれに隣接する市町村は、いわば発電所の建設によって経済的影響を受ける意味においては一体の範囲にならうかと考えております。ただ、その一体の範囲というものを現実にはどう定めますかと、冒頭に申し上げましたような基本的ルールでは、必ずしも実情に沿わない場合がある。これは各市町村の形なり広さなりということによって違う場合があるわけでございます。現実の事実いろいろ当てはめて考えてみまして、また地元からのいろいろな要望を耳にいたしまして、これらについてはやはりある程度の弾力的な条項を置いたほうが、現実としては、先ほど申しました経済的、社会的な一定の影響範囲というものをとらえることに結果としてなるのではないかと、こう考えたわけでございます。

○阿部(助)委員 いや、皆さんがそう考えてみたところで、私が言うように、当該市町村、その周辺の市町村、それに隣接する市町村、こうなると、私はよそのところをあまり知らないけれども、私の新潟県等を見ると、たとえば柏崎にかりに原発ができるというところ、その周辺、その隣接、そのまた周辺というところ、大半が入ってしまう。そんな広範なものを、道を隔てると言うけれども、皆さんかつてにやる権限を白紙委任しろ、こういうことなんです、こう聞いておるのだ。

○岸田政府委員 たてまえとしましては、立地市町村及び隣接市町村がたてまえでございます。いわばそれに対する特殊の例外として隣接の隣接まで含めるということは、それなりの特殊な事情がある場合に限られることは当然でございます。これは現実の市町村の地形なりあるいは状況なりというものに照らしまして判断をされるべきものである、こう考えております。

○阿部(助)委員 だから、そういうことになりまして、私が冒頭福田大臣にお伺いし、御答弁をいただいたように、目的税という目的を限定するということから見ると、はなはだしく逸脱してしまふ。経済的に関連するのは、新潟県と東京だつて

関連があるのですよ。影響あるのですよ。日本とアメリカだつて何がしかの影響があるのですよ。地球全体があるかもしれない。そこまでいって、目的税というのは一体何が目的なんだ。そこまで皆さんかつてに何でもやれる権限をよこせ、こういうことなんです。

○岸田政府委員 立地市町村と隣接市町村、この範囲は普通の場合でございます。やはり発電所の建設というものを契機とした地帯整備については、いわば一体的に考え、統一的な施設の整備をはかるというところのほうが、ふさわしい区域として常識的にとらえることができるかと思ひます。隣接の場合には、そういった地域までも加えたほうが、いわば実質的に均衡がとれるという場合の補助的な措置ということでございます。場合が限られることは当然であらうと考えております。

○阿部(助)委員 法文のどこにそれが常識だと書いてあるのですか。

○岸田政府委員 施設周辺地域整備法第四条でございます。これは、原則論は、「地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域」ということをたてまえとして出しながら、後段に「この場合において」という表現がございます。これを読んでみますと、「この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて一の整備計画を作成することができ」ということでございます。こういって周辺地域をさらに広げるのは、特に必要があるという場合に限られるかと考えております。

○阿部(助)委員 だから、こんなことをやってあつたら、皆さん、みんな関連を上げてしまつて、目的税という目的があいまいになるとは思ひません。私は午前中の委員会で指摘したが、皆さんは研究事業にも出すことができると、こう言っておる。みんな同じ。皆さんのほうは何ほでも広げ、特別会計は通産大臣の自由になるポケットマ

ネーをいたぐように考えておるのじゃないですか。国民の血税をそんなに簡単に皆さんお考えであるとするは、これはたいへんなことなんです。何でも主務大臣の判断でできるようにしたのではたいへんなんだ。

これは午前中の問題、ちょっと私、先を急いだものだから、審議を促進しようと思つて、あまり急いで先へ行ったものだから置いておきましたけれども、この政令の要綱を見ても、皆さんのこの研究事業というのには、安全確保に関する研究事業というのはいないようですが、どうなんでしょうか。

○辻政府委員 午前中も御説明申し上げましたように、さしあたり制度を予定いたしております政令の内容といたしましては、そういうものを含めておりません。先ほど御提出申し上げました政令案の要綱のとおりでございます。環境放射線監視施設の関係、温排水の影響調査の関係、それからいわゆるPR経費の関係、それから事務費の関係、それだけを定める予定でございます。ただ、午前中申し上げましたように、将来の問題といたしましては、発電所施設の設置の円滑化に直接結びつくような研究開発があれば、政令指定をすることは可能であるということでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、辻さん、この法律さえ通つてしまえばこつちのものだ、あと政令で目的はいかにでも拡張する、こういうお考えですか。

○辻政府委員 特別会計の経理対象の範囲につきましては、御提案申し上げております特別会計法の第一条第二項に規定があるわけでございまして、先ほど御説明申し上げたわけでございまして、政令を委任していただいておりますが、「安全対策のための財政上の措置」というのが例示になっております。そうして「発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置」ということで限定的な規定を置いてあるわけでございまして、これが限定なしに広がるという性質のものではないと思ひます。

○阿部(助)委員 だからそうすれば、私は通産省のこのパンフにあるような問題はやはりここには入っていないと思うのです。これは法律じゃないから、通産省のパンフレットですからそう追及はしませんけれども、しかし通産省は、これははつきりと、行き過ぎだということだけはちゃんと認めないことには私は異議があるわけですが、通産省、もう一べんこれを明確にしてください。

○森下政府委員 御指摘のように、この点については若干不足の点があることは認めます。この点、今後十分注意をいたしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 舌足らずというのは、ほんとうのことを言つておるのだが少し説明が足りない、こういうことなんです。日本語でもう少し解釈しますとね。うそではないのだけれども、間違ではないのだけれども、もう少し説明をしないと相手にわかりにくい、誤解を生むおそれがある、こういうことなんです。ところが、これは目的から明らかに逸脱しておると私は指摘しておるのですが、そこをもう少しはつきりしてくれませんか。

○森下政府委員 原子力発電の安全確保に関する研究事業につきましては、基礎的な研究開発費を特別会計の歳出とすることは考えておりません。ただ、発電用施設の設置の円滑化に直接的に結びつくと思われる研究開発にかかる費用は特別会計で経理できるものと考えております。したがって、限定された範囲の研究開発のみが特別会計の対象になるわけでございます。今後具体的にどのように研究開発を対象にするかについては、慎重に検討いたします。

舌足らずという意味は、別に間違つておるとか間違つていないというのじゃないに、十分御理解がいただけない説明であるということでございます。

○阿部(助)委員 そういうことになると、またぶり返して私はやらなければいけません。というのは、森下さん、午前中私は一番最初に、大體、目的税とかこういうものは税体系の上からは好ま

しくない。それで福田大臣も、例外中の例外なんだ、こう答弁しているし、私も、目的税といううなものはいかぬのだというたてまえなんです。これはおそらく大蔵委員の方でなれたが異存のないところだと思ふのです。そうすると、目的税といふものは、目的をもつと厳格に指定して初めてやむなく認めるものなんです。それにこういうあいまいなものをいれて、舌足らずですといううことでは困るのであって、研究開発は研究開発でやるべきなんです。やはり第一条に規定してやるように、その目的に限定すべきだ。

それで、いま辻さんは、当面こういうものは入れてないのだ、こうおっしゃる。だから、入れてないものを皆さんがこういうパンフで書くことは誤解を招くのだから、これは取り消しますという答弁があつてしかるべきなんだ。舌足らずくらいでごまかそうとすれば、私はまたこれで、皆さんとしばらくやりとりしなければいかぬということなんです。だからそこを、行き過ぎだというならば、これは取り消せばいいのであつて、そういうあいまいもことした御答弁では納得ができない。こういうことなんです。もう一ぺんお答え願います。

○森下政府委員 目的税の性格からいたしまして、先生御指摘のことについてもよく理解できます。そういうことで、このパンフレットの内容につきましては行き過ぎである、取り消すかどうかの問題については、これは一たん発行されましたし、慎重に検討して、御趣旨に沿うように努力したいと思つております。

○阿部(助)委員 先ほど広い範囲の問題についてはいろいろとお話がありましたけれども、第四条の六項では、地域開発計画と整備計画との一体化をうたつておるわけですね。また、本法の趣旨説明では、地域住民の福祉向上と雇用機会の増加をあげておる。公共施設について道路、港湾を代表例として示しておる。これは偶例の例示ではないと思ふのです。産業基盤の造成と発電所を中心とするコンビナートの造成、すなわち国土開発、新全

線を補完するものとして整備計画があるのではないかと、こう思ふのでありますが、それはいかがですか。

○岸田政府委員 いまお示しの条文にもございませう。私もこの整備計画を立てることによつてその地域の振興がはかれるということを考えて、その内容については、各地域ごとにいろいろの夢もあろう、構想もあろう、それらの構想を都道府県知事において十分練つていただいて、その整備計画をわれわれは助成するという考え方でございます。特にその中で特定の産業を育成しようというふうな選別的な意図を持つておるものではないと思ふ。

○阿部(助)委員 どうもあなたの答弁はじょうずなのか、私の質問を聞いていないのか、焦点が合わない過ぎますね。私がお伺いしておるのは、国土開発、新全線を補完するような整備計画があるのではないかと、こう聞いておるのです。というの、この条文の中でそういうあれが出てきておるわけですよ。調和を保つとかいろいろな点が出ておるの、これは新全線を補完するものとして整備計画をつくるのではないかと、こう聞いておるの、そこに焦点を合わせてひとつ御答弁願ひたいのです。

○岸田政府委員 この法律の条文自体は、いまお示しのありましたようなものと直接の関係はございませうが、現実に整備計画をつくり出すときには、都道府県においては従来できておりました各種の計画なり構想なりというものを頭に置き、それらを実現することの一環として考えるというふうなことは十分あり得ることであらうと思ひます。

○阿部(助)委員 第四条の六項に「整備計画は、他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならぬ。」と出しておるの、そこで私は聞いておるのだけれども、当然ほかの地域計画と関連するわけでは

いうことでございませうので、結果としては関連が出てまいることは十分考えられるわけではございませう。

○阿部(助)委員 そうすると、これはいまの経済発展の中期計画、長期計画と当然関連せざるを得ない、そういうことになりませう。

○岸田政府委員 いまお示しの点は、都道府県知事が整備計画を作成するときにいろいろの頭の中に置いておく要素の一つと理解をいたしております。

○阿部(助)委員 都道府県知事が整備計画をつくる。しかし、それは主務大臣が承認するわけでしょう。そうすれば、いままでの例として、たとえば新産都市の問題にしても、都道府県知事がつくるといふけれども、やはり国との十分な関連、皆さんの御指導を受けてやる。また国の金がそこへからまつてくるとすれば、当然それは皆さんと打ち合わせの中でやらざるを得ないわけですね。そうすると、都道府県知事がかつてにやるんだからおれは知らないんだというものではないでしよう。だから、あまりそういう責任ののれいことを答弁してくれては困るのです。そこをもう少し内容のある答弁をしてくれなければ困るのです。全然関係がないというならならぬわ。あるとすればどうか、私はこういうことなんです。私は当然あると思ふのですが、どうなんですか。

○岸田政府委員 お示しのように、整備計画は都道府県知事が作成をいたしました後、私どもが認可をするわけでありませう。内容の審査等に当たつて、国土の全体的な利用の一環という要素は私どもとしても頭に置く必要があると思ひます。

○阿部(助)委員 これは当初は八十八億程度ですが、だけれども、来年は三百億という。その三百億といふのは、この地域全体の開発資金としては、私は大きいとは思ひません。だけれども、これにいろいろなものがつくでしょう。金融がつく、地方債がつく。そして国有財産の払い下げまでつけておる。膨大な計画になるわけですね。

も、先ほど私が言ったように、周辺地域だけではないへんな広範なのに、そのまたまわりの町村までひくくめることができる。地域も広範だ、金もたいへんかかる。そしてこれがいまの開発計画と調和を保つて関連をつけれられる、こういうことになると思ふ。今日まずその土台であるところの日本の中期計画、長期計画といふものが、当然それに先行されておらなければならぬと思ふのです。その計画はどうなんですか。あるのですか。いま見直し中じゃありませんか。

○岸田政府委員 私どもとしては、この整備計画の基本は、発電所周辺地域の市町村がかねがねあつたこともしたい、こういうこともしたいといふいろいろな夢を持つておるのをいかにして実現するか、こういうことが整備計画の根幹ではないかという感じがいたしております。ただ、それらの整備を進めるにあつて、国が進めております公共事業と他の事業と矛盾をしたりあるいは重複したりといふことで、資金の効率が下がるようなことは避けなければならぬので、それらの整合についてはやはり配慮をしておく必要があるという理解が適當なのではないかと思ひます。

○阿部(助)委員 どうもあなたの答弁には私は納得がいけないし、わからないんだ。

それならばお伺いしますが、地域住民と一番密接なのは市町村長でしょう。どうなんですか。

○岸田政府委員 市町村長はもとより地域の住民と非常に密接な関係があると思ひます。

○阿部(助)委員 その市町村長はこの計画立案にどういう権限を持つておるのですか。

○岸田政府委員 先ほど御説明いたしましたように、この整備計画は発電所所在市町村及び周辺市町村、この範囲が標準的な範囲でございませうけれども、これを通過しての一体的な計画でございませうので、その立案の当事者として都道府県知事を中心にやろうという構想を持ったわけではございませうが、御指摘のように、それぞれの市町村にとりましては、その整備計画につきまわつていろいろの希望なり構想なりを持つておることは事実でござ

いまして、それらを十分くみ取るといふ趣旨から、周辺地域整備法の第四項に「都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第一項に規定する市町村の長、云々」の意見をきかなければならない。」という条文がございいます。

○阿部(助)委員 「意見をきかなければならない。」というの、意見を聞いて、その意見を取り入れなければならぬということと違ふのです。聞きさえすればいいんだ。そうでしょう。それは違ふのですか。意見を聞きさえすればいいのだ。何もその意見を取り入れなくたっていいのですよ。

皆さんは先ほど来の説明で、地域住民の希望云々ということを感じておられるけれども、実際にはこれを見て、建設用の道路とか、荷揚げの港とかということに大きな金がふち込まれるにきまつておられるのだ。皆さんのこれに書いてある。そのとおりだと思ふ。金額にしても、絶対にそのほうが大きくなりますよ。地域住民と一番密接な市町村長は意見を述べただけなんだ。なぜこれにもっと大きな権限を与えないのですか。福祉が重点だというならば、やはり福祉を担当する市町村長の意見を一番尊重しなければいかぬと思ふのです。そこは皆さんの説明とこの条文とは反対じゃないですか。

○岸田政府委員 この整備計画は、発電所周辺地域の住民の方々がほんとうに喜んでもらえるような計画であつてほしいと思つておるところでございます。ただ、それが幾つかの市町村にまたがるというところから、その取りまとめ、調整役として都道府県知事に計画づくりをお願いするといふ構想でございまして、基本的な考え方として、それぞれの市町村がかねがね持つておりました計画といふものを十分組み入れ、それらの人々の将来の構想といふものが生かせるような形にすべきことは当然でございまして、意見をきかなければならない。」といふことの意味は、私どもとしては、十分意見を聞くといふ趣旨に理解をいたしております。

○阿部(助)委員 皆さんはここでは十分に言うけれども、住民と住民の代表の声を組み入れるといふならば、それはもう少し明確な規定をしない、たとえば電源開発の公聴会を開くといつても、聞きさえすればいいのでしょ、皆さんは。しかも、皆さんが一方的な運営のしかたで聞きさえすればいい。これが今日の事態じゃないですか。「意見をきかなければならない。」なんという程度のもので、意見は聞いたけれども言うことを聞かない、言わせるだけ言わしたという程度にしかこれは解釈されないですよ、また、実際問題として、国と市町村長、県と市町村長の間には、その程度の大きな権限の差がある。力の差がある。あなたが、ほんとうに住民のためにやるのだ、こう言うならば、住民の代表である市町村長、また住民の権限といふものをもう少し明確にすべきだと思ふのですが、それはどうでしょう。

○岸田政府委員 市町村の考えておりますいろいろな構想を極力くみ上げていきたいといふことは、私自身としては、今後とも大きな課題として実現をはかりたいと思つております。ただ、それぞれの市町村には自分の市町村の構想がありまして、地域全体として見ますと、それが一体的に遂行できるかどうかといふような問題が個々のケースでは出てまいるわけでございまして、それらの調整をはかるということの必要性といふ点については、御理解をいただけるのではないかと思います。

私どもももういった新しい提案をし、整備計画をつくつて地元の整備を推進していこうといふことにつきましましては、地元の人に、結果として喜んでもらえるといふことが一番大事であるといふことは十分考えておるつもりでございまして。

○阿部(助)委員 何としてもこの整備法というのは範囲が広いのです。高木さん、どうなんですか。これだけ範囲を広げると、一体どこに焦点があるかわからない。いま通産省の部長が福祉に重点を置く、こうおっしゃる、私の気持ちとしては、こうおっしゃっておるのであつて、法律では明確

じゃない。私は、そう長いこと、これから十年も部長をやつておるわけじゃないと思ふ。私の気持ちとしては、この程度では困るので、もう少し法文で明確にしたらわなければならないか。

もう一つ、これだけ広範なことになる、しかも、先ほど申し上げたように、それに関連するいろいろな政府資金、金融、国有地の払い下げ、こういうものまでついてくると、この百億とか三百億とかいうものは単なる呼び水にすぎないのじゃないか。そうして膨大な資金が使われていく可能性があるわけでしょう。そうすると、この目的税といふのは、一体目的はどなんだ。私、繰り返して繰り返して言うのは、税法の目的税といふものが――税といふものは、これはたいへん重大な問題だから私は指摘をするわけですが、目的税といふ範囲からはなはだしく逸脱するのじゃないだろうか、これは主税局としてはどうなんですか。

○高木(文)政府委員 ある発電所ができました場合に、今回の周辺地域に対する交付金をどの地域まで交付対象とするか、またどういふ事業を行なうためのものについて交付金を支出するかといふことについては、ただいま御質疑がございました整備計画等によって、内容がきまつていくわけでございまして、御指摘のように、それが際限なく広がるといふことでありまして、地域ごとに交付金の支出される程度が違つたりするといふことになりまして、私どものほうと申しますか、目的税の立場からいいますと、はなはだ困るわけでございまして、そういう意味では阿部委員の御指摘のとおりでございまして。

ただ、私からお答えをするのは適当でないと思ひますけれども、現在の私どもの承知しております仕組みでは、結局、一応そこに設置されます発電所の出力等を基準にいたして、総体として出力に交付がなされる仕組みになつておるのでございまして、そういう意味におきまして、その計画の中身がどの範囲のものになるかと、計画の地域対象がどんなふうになるかといふことについて

は、個別個別のケースに応じて最も適当な形がとられるべきであらうけれども、その交付の対象となる額の算定につきましては、出力と対応して一定の算定基準で算出されるものと思つておりますから、そのために、この整備計画、したがって特別会計の歳出が際限なく広がっていく、そして目的税が足りなくなつて、また増税をしなければならぬといふことになるという心配は現在のところではないといふふうに考えております。そこで、一応目的税として、金額的に確定をいたしておるというところで、歳入と歳出との結びつけをしておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 目的税といふことで発足しておるけれども、日本列島大半を包含するような広範な地域にいろいろな計画を持ち込む。百億や三百億で一体何ができるのです。地域の福祉だといふいろいろなことをおしやるけれども、平年度で三百億の金で一体何ができるのです。そうではない、それは呼び水なんじゃないか。それにいろいろな国の資金が入つていく、地方債がからまつてくる、開発資金が融資をされる、国有地の払い下げまでやろうといふ膨大な計画ですよ。これは田中総理の好きな列島改造の一つなんです。それに目的税としてこれだけの金をつけたといふことは、列島改造の呼び水だ、こう見ていいのですか。目的税の範囲、それは呼び水にすぎないのじゃないですか。だからこれは、目的税といふものとはなはだしく逸脱した内容だ、こう私はいわざるを得ないのでありますが、その点はどうなんですか。

○岸田政府委員 この法律の適用範囲があるいは非常に全国津々浦々になるのではないかとお尋ねでございまして、私ども今後の電源開発計画では、大体年千二百キロワットから千六百万キロワット程度の開発を頭の中に描いておるわけでございまして、そういういたしますと、小水力を除きますと、一年に二十カ所とか三十カ所とか、その程度の範囲でございまして。継続中のものを合わせ

かと思ひます。

実は私もとしては、頭に置いております。これらの計画がいかに円滑に進んでいくかということが、これからの公益事業を円満に発展させ、供給責任を全うするための基本的な前提ないし課題である、こう考えておるわけでございまして、私どもの立場からすれば、何とか各種の応援手段を活用して、地元の整備が進行し、それが今後さらに続く発電所の建設にも好影響を及ぼすということになることを期待いたしておるわけでございまして、さりとて、当然全体的な、国家的な資金のワタがあることは十分承知をいたしておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 どうもあなたはまわりの話をするけれども、私の質問に焦点を合わせていただけないわけですが、先ほど言ったように、地域はといえば日本列島の海岸線はほとんど全部入ってくるだろう、それだけ皆さんはこの範囲を広げておる。いかようにもできるようにしておる。それだけ大きな範囲を考え、そして港湾から道路から、住民の希望する幼稚園から保育所から、こういうことになっている。これがこれだけの金でできるはずがない。

それだからこそ、いま申し上げたように、金融面でもおそろく開銀の金もあるいは地方債の金もふち込んでいく。そうすると、地域の自治体の財政もこれによってたいへんな拘束を受けてくるわけですから。そうすると、これは単なる呼び水ではないか、こう聞いておるのです。この金で皆さんの考えておる目的が達成されるというわけじゃないか、こういうことなんですか。呼び水なら呼び水と言えないのです。

○岸田政府委員 一般の公共事業はそれぞれの目的に従って計画的に進行するわけでございまして、ここで整備計画の実現のために交付金を別途用意いたしますのは、発電地帯の整備という特殊のねらいを中心にして、しかし量的には一定のルールに従った限度を設け、また内容的にも整

備計画の範囲内で、その分だけ助成の上のせがちなわかれるという形になるわけでございまして。

○阿部(助)委員 違うじゃないですか。あなたのほうの整備計画を見れば、さつきから申し上げているように、当該市町村、隣接の市町村、またその隣接の市町村まで入れられるのですよ。それで代表例であげたのかどうか知らぬけれども、道路から港湾、社会福祉関係、これらを想定しておるわけですよ。そうしてその金はといえば、この整備計画をつくれれば地方自治体の金もそれに当然動員される。――部長、聞いておらぬと、ピンポイントで聞いているんですよ。相談するならば私はしばらく待つていただきます。いいですか。まだ私は発言中なんです。あなたはあまりよそ見をしておるから、聞いておるのかと思って。

そういう形で動員されるとすれば、いま百億だとか平年度三百億というの、そのうちのほんの一部分の金にすぎないのじゃないか。そうすると、たいへん大きな目的の中の一部分なんです。そういうことになりやせぬのか、こう聞いておるので、それはどうなんですか。

○岸田政府委員 私どもの整備計画は、発電所が新たに建設されるということに着眼をし、またそれを一つの契機としたしまして、その発電所の建設される周辺地域について一つの新しい構想の実現をはからうということでございます。その実現の手段としては、従来から継続をしておりました公共事業がその内容に含まれることもございまして、しかし、従来の公共事業ではカバーし得なかつた、それぞれの市町村の考えておりますアイデアというものを実現するための手段として、今度新しく交付金制度が設けられるということになりますと、そういった新しい知恵も含めたような構想が可能になるのではないかと、こう考えておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 そういう大きな構想を持っておるわけでしょう。だから、この税金は計画の経費の中のほんのごく一部だ、こういうことになるの

じゃないですか。

○岸田政府委員 いま一部とおっしゃいました意味、おそらくは市町村によつていろいろ事情が違つてくると思ひます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、国としていろいろな計画を立て、地方公共団体を助成しているその計画と、別途この法律によつて用意された交付金とがうまく組み合わされ、ることによつて整備計画が実現する、その交付金の部分が一体どの程度であるかというところは、そこに立地する発電所の規模なり内容なりということによつて違つてくるわけでございまして。一定のルールに従つて算出された交付金の金額をいかにうまく計画の中に取り入れていくかというところは、いわば都道府県知事のくふうにかかつてくるわけでございまして。

○阿部(助)委員 そういうことじゃないのです。皆さんのこの条文から見ると、地域はたいへん広範だ。したがつて、また、いろいろな皆さんの構想しておることを考えれば、経費はたいへんよけいかる。しかし、目的税は平年度大体三百億を予定しておる。その三百億は皆さんの考える構想の中では一部分の金にすぎないのではないかと、こう聞いておるのでして、一部分でないのです、これでみなやるんですというわけにいかぬでしょう。

○岸田政府委員 いまのようなお話でございしたら、一部分であるということはいえるわけでございしますが、その一部分がどの程度の部分であるかというところは、ケース・バイ・ケースで違つてくるであらうということをお願いしたわけでございまして。

○阿部(助)委員 しかし、皆さんのこの構想は、たいへん地域住民が飛びつきそうな構想を出しておられる。そこで、地域も広げ、そしておやりになる仕事もいろいろと、道路、港湾から、皆さんの話によれば、保健所の建設から幼稚園の建設から、地域住民が喜びそうなものはメニュー方式とかいうで一ぱい広げておる。しかし、それをやるには、広範な地域であり、仕事も多岐にわたると

すれば、百億や三百億ではどうにもならない。それだからこそ皆さんは、国の財政上の援助も、地方自治体の負担における地方債も、あるいはまた国の金融も、国有地の払い下げもする、こういう広範なものを予定してあるんですねと言つていい。これはみなちゃんと出ておるのだから否定できない。

そうすれば、この百億や三百億は地域開発の呼び水にすぎないのではないかと。呼び水だとすれば、それを皆さんが目的税の目的なんだとおっしゃるならば、何をか言わんやであります。それでは目的税という限定されたものはどこへ散らばつてしまふかわからない。目的税の本質を逸脱するのではないかと、こう私は質問しておるのです。どうなんですか。

○岸田政府委員 いわば通常の公共事業の整備等の財政的援助では実現しにくいいろいろな施設の整備につきまして、電源開発の特殊性、電源周辺地域の整備を行なうことが特に重要であるという観点から、これに対する一種の上のせとしてこの交付金が活用されるということでございまして、その支出は都道府県知事がたとえば計画に従ひまして市町村がかねてあたためておりましたいろいろの構想というものを實現する道具であると理解をしておるわけでございまして。

○阿部(助)委員 だから、地域の知事の計画に何ぼか上のせするまあ呼び水だ、私はこう言つてゐるんだけれども、皆さんの答弁はさっぱりわからない。だから、これは本来目的税としては不適格なんですよ。それすら目的税というなら、目的税は幾らでも乱造できる。そんなことをやつたら、これは幾らでも目的税というものは乱造できるのですよ。風が吹けばおけ屋がもうかる式に関連をつければ、みんなこれは関連があるのでして、目的税はそれではいかぬから、目的を限定するというのが私の意見であり、福田大蔵大臣の午前中の答弁なんです。そうすると、そこからこれは逸脱しておりますねと、こう言うのです。政務次官、どうです。

○柳田政府委員 発電所の設置されるところが、新産都市あるいは新全線その他のわが国の開発計画の中で開発地点として選ばれて一般会計からの財源が流れていくという地帯とは必ずしも一致していないことは、御承知のとおりであります。そういうような辺陲の地が選ばれて、原子力発電、水力、火力等の発電所になった場合に、一般会計からそこに開発資金を流すというこの優先順位が、いままでは非常にあとになっておるわけでありす。

そこで、目的税を設置して、発電によって社会に貢献をする、そういう発電地帯に対する返礼の意味をもって、その発電という非常に大きな貢献度に対して目的税を設けて、その後進地帯であらうところのものを開発していくのでありまして、少なくとも今後新しく選ばれるであらうましよう開発地点、一般会計から流れないところの電源立地を特別によくしていくための目的税でありますから、中にはいままでの新全線であるとかあるいはいろいろな開発計画と一致する点もありましようけれども、ほとんどが新しいものが選ばれると私は考えておりますから、やはり目的税としては適当なものであらう、適当な対象である、こう考えております。

○安倍委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○安倍委員長 速記を始め。

阿部君。

○阿部(助)委員 議事を進行して、先に移りましょう。

電源開発促進税の最終の負担者はだれかということについてお尋ねしたいわけでありす。

この法案では、電力量、キロワットアワーに課税をする。これを課税標準としておる。電力会社を納税義務者としておりますけれども、この税金は電力会社の利益の中から支払われるのか。または、原価に組み入れられ、価格に含められ、結局は消費者に転嫁されるかどうかという点をお伺いします。

○大倉政府委員 ただいまの御質問の点につきましては、阿部委員の御指摘のように、法律上の納税義務者は一般的事業者でございますが、この新税の性格上、他の事業税や固定資産税と同様に、当該電力事業者の事業上のコストと考えられることになると思ひます。したがって、その意味では発電のためのコストとして、料金の計算上算入される。したがって、実質的には何らかの形で消費者のほうに負担が回る。その意味での最終的な実負担者はやはり電力の消費者、つまり産業、一般家庭を通じて電力を使っておる人たちということになるかと私どもは考えております。

○阿部(助)委員 電力料金の決定は、会社の利潤をちゃんと見て政府がきめる、こうはつきりうたつておる。それからいけば、結局、最終消費者にこれは転嫁をされる、まあ間接税だ、こういうことだろうと私も思った。そうすると、転嫁する場合に受益者である企業が負担せよということにしておると、どうもこの税法、私は理解ができません。そうすると、税金は企業からいただきます、そして電気会社の使わなければならぬ経費は、これは税金でめんどろ見てあげます。こういうことになるわけですか。

○岸田政府委員 電力会社が発電所の建設に際しまして専用の道路をつくり、また専用の荷揚げ施設を用意するというのは、電力会社の負担であることは当然でございます。

この交付金によって実現をいたしますのは、いわばその地域全般のために貢献をするような各種の施設でございます。それらの施設を整備することによって、その地域全体の福祉の向上に寄与するということをお願いいたしております。それがひいて電源開発促進に貢献するということを

私どもは期待しておるわけでございます。消費者あるいはユーザーの立場からいたしますと、やはりこれからの生活水準の向上あるいは産業活動の活発化に伴って当然電気が必要になってくる。その電気を供給する発電所が円滑に建設されるということは、将来のことを考えてみますと非常に大きな課題でございます。それを支援するという意味で使われることになるわけでございます。

○阿部(助)委員 皆さん聞いておるとおり、こんな答弁ばかりされておるから私は時間がかかるのであつて、私の質問には一つも答えていない答弁ばかりするから時間がかかるのです。皆さんが時間時間と言つてくれないかな。この答弁では、私が時間のかかるのはあたりまえなんです。私の質問に何も答えていない。もう一べん言つてください。私の質問にもう一べん答えてください。こんな答弁ばかりしていれば時間のかかるのはあたりまえだ。

○岸田政府委員 電力会社が電気事業に直接必要な施設を整備することは、当然電気事業者の負担でございます。一般の公共事業の整備につきましても、国が従来処理しておりましたルールに従います。今回の交付金は、それらの施設以外の新しい構想を支援するという意味で、グループが三つに分かれるかと思つてございます。

○阿部(助)委員 ところが四条の三項か、ここを見ると、発電用施設の関連施設、それと十分関連をさせて整備するのでしょうか。それはたとえば奥只見へ発電所をつくつた。そうすると、つくるためには当然道路が必要だ。いまそれは観光用の道路として住民は恩恵を受けておるかも知れない。つくるのはあたりまえのことなんです。つくるなれば発電所はできないのです。それまで皆さんは税金を活用するのですか。これを利用するのでしょうか。

○岸田政府委員 第四条の三項でございます。ごらんいただきますと、(一)発電用施設又は工事用道路、荷揚げ用岸壁その他の発電用施設の関連施設と併せて整備することが必要と認められるもの」ということでございまして、前段は電気事業者自身がそれぞれの目的のために使用するわけでございますが、それらとあわせて整備をするという後段の部分は、この法律によって整備計画の内容になっているというところでございまして。

○阿部(助)委員 整備計画の何であつて、整備計画の内容になつておるのか、おらないのか。

○岸田政府委員 前段の電気事業者の固有の施設については、整備計画の内容になりません。○阿部(助)委員 本法案は電力需要の逼迫を理由にして提案をされておる。また、私のところへ説明しにおいてになつた方々も、どの方々も電力は足りないのだ、こうおっしゃつておるわけだ。そこで、通産省はさきに業界のつくつた数字を用いて石油危機、あるいは事態を引き起こした張本人、まあことは悪いけれども張本人だ、私はこう思う。物価狂乱を招いた張本人なんです。

今度は電力が逼迫をしておる、こう言うけれども、この内容について十分に納得のできる説明がない。一体どこまで逼迫しておるのか、どうなんだ、こういうことなんです。まずお伺いしますけれども、電力はエネルギー問題の中心であります。経済政策の根幹を形成するものでありますから、今後の電力需給の前提として、少なくとも五十三年度までの中期経済政策があるはずであります。皆さんは大体ここで逆転する、こう言つたんだから、この経済政策の内容、経済見通しはどのようなものか、お伺いしたい。

○岸田政府委員 私どもは毎年一回電力需要の将来の見通しを立てるわけでございます。いま持つております新しい想定によりまして、昭和四十七年から五十三年の間の電力需要の平均の伸び率を八・九%と想定いたしております。これは四十七年から四十七年の間における実績の増加率一一・二%に比べますと、下回つておるところでございます。

○阿部(助)委員 八・九%上がる。そうすると、これは経済見通しをもって積み上げて計算したわけ

けでしよう。

○岸田政府委員 私どもの電力需要の想定は、日本電力調査委員会におきましていわば世界共通のルールに従い定期的な調査を行ない、その結果を参考にするという方式をとっておるところでございます。その算定方式についてはいろいろこまかい要領も持っておりますが、必要があれば御説明をさせていただきます。

○阿部(助)委員 いまもお話しの電力調査委員会の資料で皆さんはおやりになっておるのですか。

○岸田政府委員 電力調査委員会の資料を参考にしておるやうです。

○阿部(助)委員 電力が不足しておる。そうして八・九%の伸び率。これもたいへん高い伸び率です。いま経済の安定成長が云々されておるときに皆さんは——高度成長の四十七年の伸びが七・四%ですよ。そして皆さんの四十六年から五十二年までの平均が九・六%、こういう数字を出しておるのです。皆さんはいままで以上の高度成長をやるという経済計画をどこへお持ちになっておるんですか。

○岸田政府委員 昨年度までの想定は、従来の傾向線を頭に置きましてかなり高い成長を予定をいたしておりましたが、今回、本年実施しました需要想定におきましては、その後の事情を加味いたしまして、電力の需要の伸びは従来に比して低いものに想定をいたしておるわけでございます。なお、前提となりますが、鉄工業生産の見通しにつきましても、七・五%という数値を採用いたしております。

○阿部(助)委員 通産省というところは、たしかこの前予算委員会、石油連盟と一緒に石油の問題を論議しておるみたいなのを言っていて、たいへんおしかりを受けた。ところが、私が電力供給の見通し、この資料をくれば、日本電力調査委員会の資料を持ってきておる。そしてこの内容は、算定方式についてはわかりませんが、その中身がさっぱりわからない。たとえば、一番の大口電力、その中でも大きなのは鉄鋼生産であります。これが大体大口の二六%

ぐらいを占めておるはずであります。ところが、そういうものの伸び率、経済の成長、そういうものを積み上げて皆さんは見通しを立てるわけでしょう。その見通しは全然ないじゃないですか。私がどれだけ要求しても、委員会に必要だといって要求しても、皆さん持ってきたのは、日本電力調査委員会の資料なんです。一体この調査委員会というのは通産省の役所なんですか。皆さんは業者の言いなりになって想定をしておるのですか。業者の言いなりなんです。資料をとるのはわかる。しかし、それは通産省独自の算定をするのだと思つたところが、通産省独自の算定はない。そしていいかげんだ。これは数字もいいかげんなんです。

私、検討してみた。一カ月もかかって私はこれを検討しておるのだから。そういういいかげんなものしかわれわれに資料を出さないで、需給見通しはあぶない、電力は足りない足らないという宣伝をすれば、電気がなくちゃたいへんだという、ちょうど石油のときと同じじゃないですか。なぜあるものならばそのデータを出してこない。それとも皆さんは、そういう積み上げもやらない、何もやらない。ただ、電力がない、電源開発をやりたいということで電力危機を扇動するだけなんです。か、どうなんですか。

○岸田政府委員 日本電力調査委員会の算定方式といふのは、先ほども少し触れましたように、いわば世界共通の方式として多くの国で採用されておるところでございます。その運営方式につきましても、大体各国はほぼ同様でございます。主体的には委員会形式による民間形態をとりながら、わが国の場合におきましては、関係業界の代表のほか、企画庁及び通産省の職員が参予して参画をし、討議に参加しておる、こういう形をとっておるところでございます。

この調査の結果につきましては毎年報告をしておりますので、数値等は御承知のところでございますが、私どもが今後電力が心配である、供給不足が懸念されると申しますのは、これらの数字

によつて示された需要動向に對してあまりにも電源開発の進捗状況ができておるといふことが基本的な問題でございまして、先ほど予備力が次第に低下するといふ点についても御言及になりましたが、私どもとして電力事業を円滑に運営するために必要と考えております八%ないし一〇%の予備力というものが、一体いつまで確保できるだろうかとこのことについては、まさに懸念を持っております。

○阿部(助)委員 日本電力調査委員会というのは公的な機関ですか。

○岸田政府委員 公的な機関ではございません。

○阿部(助)委員 公的な機関のものでないこの資料が、通産省の政策の基本になるのですか。

○岸田政府委員 形式はともかくとして、実質的な検討スタッフの内容なり、あるいは検討の内容のレベルなりについては、かなり充実しておると私は評価いたしておるところでございます。

加えて、先ほど申しましたように、私どももその一員として討議に参加しておることからいたしまして、これを前提として尊重するということと自体は、適当なのではないかと思つております。

○阿部(助)委員 それならば、その定款、役員、それへの出資者、これをひとつ出してください。

○岸田政府委員 資料として提出させていただきます。

○阿部(助)委員 なるべく早く出してください。資料は出してもらうけれども、いまあなたの方の頭の中にある、出資者はどういふ人たちで、役員はどういふ人か、おも立つたのをあげてみてください。

○岸田政府委員 いま手元に調査委員会の協定書を持っておりますので、これは提出することができると思ひます。また、調査委員会委員の名簿も手元に持っておりますが、出資者の資料はいま手元にございませんで、これは別途提出させていただきます。

○阿部(助)委員 大体見当がつくのは九電力、それ

れから鉄鋼であるとか電力をよけい消費する業者団体、そういうのが中心になって委員会を構成しておるのです。それは内容がどうであるかは別にして、皆さんは業者と一緒に、あの石油連盟のときと同じように、通産省も入っておるから正しいのだとか、どうだこうだ。通産省が業者と一緒にになっておるやうな証明をしておるやうなものではないのですか。

いろんな資料をとつて、皆さんが判断をして判定されるのならわかるけれども、大半はこれを消費する大口の鉄鋼業者であるとか、大機械メーカーであるとか、そういう業者、それと電力会社、こういう人たちがぐるになっておる。そこへにかく皆さんが出ていって、この資料がこうでございますなというの、私は大蔵委員会ですんな資料をいただいたためしがない。そういう業者と癒着しておるといふのが通産省の普通の姿なんですか。自分で皆さんの判断する資料を整備されないのですか。皆さんは業者と一体なんですか。業者の言うことが即通産省の政策であり、意見だ、こういうことになるわけですか。私は大蔵委員を何年かやっておるけれども、大蔵省からそういう資料をいただいたためしがないのですが、ふしぎでならない。これはどうなんですか。皆さんふしぎじゃないですか。

○岸田政府委員 先ほども御説明いたしましたように、算定のルール自体は国際的にほぼ認められたものでございまして、そのルールにかなる数値を当てるかといふことになりまして、その辺の実情は電力会社が皆さんの資料を持っておることは認めなければならぬと思ひます。電気の場合には、数字をごまかすと思ひますが、メーターに出ているわけでございますから、客観的事実はわりあい裏づけることが可能であると思ひます。さらに、私どももいたしましては、将来の算定の予想のいろいろな幅の中で何をとるべきかという際には、通産省としての意見を客観的に取りまとめまして、この調査委員会に對し

て提案をし、検討を促すという手続を経ております。決して、先生のおっしゃいましたような適当な数字を相談して行くというような実態ではございません。

○阿部(助)委員 それだから私は資料を要求しておるわけですか。鉄鋼とかそういう場合の想定の数式は生産量かける原単位というところで算定する。その算式のしかたはわかります。だけれども、一鉄鋼がこれから伸びるのか、アルミが一体これからどう伸びるのかという日本の経済見通しなしに、電力が足るとか足らないとかいうことは不可能でしょう。その積算をしていく大口関係の業種別の数字を見せなさい。

今日、日本のいままでの経済成長率が云々されておる。高度成長政策から安定成長へと、いま変わろうとしておる。それとの比較対照をしなれば、電力が足るか足らぬか、国会で審議するわけにいかぬじゃないですか。何かける何という方式が国際的に通用するんだ、そんなことは百も承知です。承知しておるからこそ、その算出をするための特に大口の伸び率を出してくれ、こう言っておるけれども、皆さんは出してこない。大体皆さんの出してきたこんなもので、電力の不足あるいは電力料金の算定を皆さんはするのですか。これを見てもらいなさい。そういう私の要求にかかわらず、出てきたものはこんなものなんです。こんなもので、一体電力のこれから需給見通しあるいは電力料金の算定がやれるのですか。それとも国会を無視して、国会議員をめぐらして、めくら判を押さすということなんですか。どっちなんですか。

○岸田政府委員 従来は、検討の結果を整理いたしまして公表の形をとっておたわけでございますが、その最終的な取りまとめの段階では、御指摘のような作業を私も重ねた上での結論でございます。従来の例では個々の業種についての数値を公表したことはございませんでしたので、先ほどのような経過があったかもしれないが、ある程度代表的な業種について資料をまとめてみた

と思います。まとまりましたら、御報告をさせていただきます。

○阿部(助)委員 それはまとまっていないのですか。まとまっていないで、五十三年になると電力が足らなくなるといふようなおどかしをかけるのは、一体どういうことなんですか。

○岸田政府委員 私どもが適当にやっていると、ふうにおしかりを受けますといふかと思っております。で、手元に幾つかの業種の数字も実は持っております。従来のごときです。たとえば鉄鋼でございます。と、従来の実績の年増加率、これは電力量の伸びでございます。四十一年から四十七年までの年平均で大体一四・六％でございますが、四十七年から五十三年の想定は、年増加率六・五％を見込んでおるわけでございます。

○阿部(助)委員 そういふ資料は出すわけにはいかぬのですか。これは積算の基礎なんです。料金算定の場合にも、また日本の経済成長を見る上にも、実際に電力がどういふうあいに、皆さん不足だ不足だと言っておくすけれども、一体不足なのかどうか。私は経済成長率自体も問題があると思うのです。皆さんからいただいたこの資料、この日本電力調査委員会というのを見まして、皆さんはGNPの伸びは四十七年から五十三年まで七・六％と見込んでおるでしょう。一体この成長率がいいのかどうか、またこうなるのかどうか。いま経済成長の計画を練り直しておるときでしょう。皆さん、それがあんならなぞそういう計画を出さないのですか。私はそれを出せ、こう言っておるのです。

○岸田政府委員 私どもも、客観的にたより得る他のデータがあれば、これを十分参考にしたいたいと思っております。けれども、実は今回の需要想定のおもな特色は、昨年の石油危機以降の新しい情勢をどう織り込むかという課題でございます。これらについてはまだよるべき資料がないというのが実情でございます。それは申ししても、やはり電力は電力なりに今後の需要想定を立てていかなければならないということから、関係者が

各種の討議を重ね、公益事業の立場から見て需要を想定するという作業が、今回の作業になったわけでございます。御指摘のように、成長率はとりあえず七・六％というものを採用いたしておりますが、いま申し上げましたような経緯でできたものでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、皆さんは、一番基礎になる資料はできていないのですか。できていないで、電力が足らなくなる足らなくなるとおどかしをかけるのはどういふことなんですか。

○岸田政府委員 先ほど申しましたように、今回の需要想定は、従来の需要想定から比べますと、低目に押えた需要想定になっております。将来の見通しを低い水準に置いておるわけでございます。その需要想定に対応する供給計画を見まして、なおかつ将来が懸念をされるということを示し上げておるわけでございます。

○阿部(助)委員 世の中、普通でいえば、過剰生産になれば、品物が余れば、市場の機能が機能しておれば、値段は下がっていくのですよ。ところが、電力は、うんと余るほどやっておれば、電気のコストは高くなるのですよ。これは地域独占でもあるし、それが料金算定に織り込まれてくるのだから、それで電気会社の利潤も見込んで電気料金をきめると電気事業法にはなっておるんだ。そうすると、ほかの品物は余ればだんだん下っていくかも知れぬけれども、電気というのはそうはいかない。反対なんです。うんと余るほどつくっておれば、それは電気コストに高くなるは返ってくる。

そうすると、電力が足りない足りないと言っているけれども、実際足りないのかどうかどうなのか、それすら皆さんもわからない。それはこれから将来のことだから何がしの誤差が出る、何が出るというのを私は言っておるわけじゃない。それはあり得ます。しかし全然基礎資料も持たず、またわれわれにそれを提示もしないで、この審議をしろ、これはちょっと無理ですよ。ほんとうに足らないのかどうか。日本の経済成長率は大

体どの程度になっていくのか、どの程度が正しいのかというものとらみ合わせて、初めて電源開発をどう促進すべきかどうかというものは出てくる。そのデータが出るまで、私、この質問はちょっと先へ進みかねる。データをすぐ出して下さい。

きのうも皆さんのほうへ、どういふ質問をするかというから、そのデータを出してくれなければ私は質問が進まないといふことを言っておる。私は、少なくともけさは私の手元に届くだろう、こう思っておった。ところが、それも届かない。さっき言ったように、部長、これを知らなさい。こんなものでわれわれに、電力が不足だ、足らないといふ問題を論議せよと言ったって無理ですよ。それとも皆さんは、先ほどから言うように、まあ国会なんというのはいらないしてわからないのだからめくら判を押さ、こういふことなんですか。私はこの資料をもつてもう一べんこの質問をしたいと思っておりますが、それともいますぐ出してくれませんか。

○森下政府委員 資料はないわけではございません。やはりこういう大事な計画でございますから、確実な資料の上に立って計画をしておるわけでございますけれども、早急に先生にお出しできるいわゆる提出資料としてまだまとまっておらないと思うわけでございます。

なお、御指摘のように、石油なんかと違いました、電力の場合にはストックができません。だから、余るほどつくれば結局コストが上がる、御説のとおりでございます。この点他の資源、特にエネルギー資源と違った性格を電力は持っておるというところで、このデータ等におきましても非常に慎重にしなければいけないし、特に最近の油の非常な値上がり、いわゆるコスト高、それと需要の動向が非常に変動が多いわけでございます。いわゆるピーク時をいかに押えるか。一年じゅうでも八月が非常にピークが高い。そういうことで、蓄積ができない、ストックができないというところに、見通しにかなりむずかしい点もございます。

この点、先生の御質問の内容もわれわれよくわかったわけでございますので、先生の御質問の内容にこたえるような資料を、委員長長の許可を得まして早急に出したいと思ひます。

○阿部(助)委員 一つお出ししてくれるのですか。

○岸田政府委員 先ほどお話がございました大口需要については、増加率を想定しているかという点につきましては、資料は、明日提出させていただきます。

○阿部(助)委員 私はその資料をもつてもう一ぺん質問をいたしたいと思ひますが、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○阿部(助)委員 電力需要が昭和五十三年には供給を上回る、こういう重大な結論、それに基づいて、当然いまの電源開発基本計画があり、電力供給をはじめ必要な諸事項が示されておる、こう思つておつたところが、いま言つたように、出さない。電源開発基本計画というのをなぜわれわれに出さぬのですか。

○岸田政府委員 電源開発の長期計画は、毎年作成をいたします。昨年の長期計画に基づいて実施をした結果、これはもうすでに先生御承知ではないかと思ひますが、四十九年度の長期計画は、目下経済企画庁を中心に検討を進めておるといふところでございます。

○阿部(助)委員 その長期計画はあるのですか。なぜ出さぬのですか。

○岸田政府委員 四十八年の計画は当然ござい

すし、いつでも提出できると思ひます。

○阿部(助)委員 どうも先ほどの問題をふり返すようでありまされども、その電力調査委員会というものは、どうもわからぬのですが、一体こういう業者の集まりの出したものが即通産省の基本計画、施策のもとになる。それは、調査する場合、新日鉄はどれだけの生産計画だ、鋼管はどうだ、あるいはアルミなら日本軽金属はどうだという資料をおとりにするといふのならばわかります。そうでなくてはだめなだらう。だけれども、その計画を全部皆さんの計画にする場合に、こういう財界、九電力というものの集まりが即通産省の資料としてわれわれのところへ回されるというのとは、まさに政府、業者の癒着なんというものでない、これは一体だということなんですか。政務次官、どういふことなんですか。むしろ皆さんは業者の代弁者にすぎないのですか。

○森下政府委員 この調査委員会は、純民間の委員会でもないと思ひます。中立的な機関でございまして、もちろん、九電力会社の社長等も入つておりますけれども、たとえば東京電力の知事さん、神奈川県の知事さん、三重県の知事さんとかそういう方も入つておりますし、それから電力調査委員会の委員として、エネルギー庁はもちろんでございまして、経済企画庁、それから日本電機工業会の専務さん、そういったかなり網羅した会でございまして、癒着といふようなことはございませ

ん。やはり電力関係につきましては、石油よりもむしろ公共料金等でやられておりますから、ガラス張りの部門が非常に広いわけでございまして、この点、先生おっしゃる通りに、癒着して振り回されておるといふことはなと思ひます。かなり見識のあるデータだと思つておりますけれども、なお御指摘のように、通産省としてはやはり独自に正確なデータを出すべきである、そういう考え方も持つております。

○阿部(助)委員 これは重大な発言だと思ひます。すよ。皆さんが主観的に、これは中立の機関であるとか、中立的であると思ふなんといふことで済

まされる問題じゃないんじやないですか。いま役所、特に通産省は業者と癒着し過ぎるというふうなことに一般が疑念を持つてゐるのです。それをあなたが公式の席上で、これは中立の機関だんて言うなら、一体何が片寄つてゐる機関なんですか。電力の問題で、電力会社、そしてそれを使う大手、電力料金にしろ、大口は安い。それは安い。これは変電所をよけい通らないといふ問題もありま

す。

○委員長退席、森(美)委員長代理着席

そういう問題もあるけれども、国民の電灯料金は高い、しかし、大口はめちやくちやに安い。ぼくも電気会社で少し飯を食つたことがあるので、その辺のあれは多少は知つておりますけれども、そういうことに対する国民の不満がある。

そういうときに、電力会社と製鉄会社等の大口消費者が集まつてやつて、大衆の負担によつて生産コストを下げて利益を上げておるなんといふこと、これはいふなら、そういう人たちが中立的な立場になるなんといふこと自体、私はうなずける話じゃないと思ふ。そういうものをこの正式なところのデータにしていく。われわれに参考資料を出せと言へばそんなのを出してくるというところが、一体、常識的に考えられるのですか。それならば、これはこういう機関の出したものでございまして、そしてこういうふうに使つておるのです。

そして、こういうふうに使つておるのです。そして、この説明があるならまだ別だ。まさに通産省と財界との癒着だと言つて間違ひがないと思ひます。そこへまた、このこと通産省の役人が出ていつて会議に参加する。石油危機における石油連盟と通産省の癒着と何にも変わりがないじやないですか。そういうことを平気で反省なしにやつておられるところに、私はこのデータを信用するわけにいかない。原単位かける何とかというこの算式はわかるのですよ。それはわかるから、それによる各資料、大口の業種別の数値を出してくれ、こう要求しておつたわけです。

私は皆さんが幾らそう言おうと、この電力調査委員会なんといふものを公的機関と認めるわけに

いかぬ。おそらく委員の皆さん全部がそうだらうと思ふのです。これを公的機関だんといふふう

に認める人は一人もないと思ふ。皆さんも公的機関とは言つてゐないけれども、資料は公的機関と同じように扱つておるのです。そのこと自体たいへん重大な問題だと思ふのです。どうですか。

○岸田政府委員 電力の需要想定は、いわばこれからの見通しについていかに公平で客観的なデータを集めるかといふことにかかつておるよう

に思ふわけでございまして。先ほどのお話の中で、算定基準の内容も引用されたわけでございまして、需要数・原単位法、いわば算式自体は統一したルールとして、そこに数字を当てはめる実績の数値は電力会社から提供を受けることはやむを得ないのではないと思ひます。しかし、これを将来に引き延ばすときの見方、考え方という点につきましては、やはり役所は役所なりに別途の立場から検討をし、それを作業の過程に反映させるよう

にいたす努力はしておるところでございまして。特に物質別の問題につきましては、生産量の見通し等につきまして原局の意見などを十分徴して、これに反映させておるところでございまして。決してこの作業自体がいかげんなものであるといふふう

に御理解をいただかないように、お願いをいたしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 どうしてそんなことを言うのですか。

○阿部(助)委員 何か政務次官手をあげておられたから……。

○森下政府委員 日本電力調査委員会の資料は、これを最終的な判断の材料にはいたしませんし、やはり最後は通産省独自のそういういろいろな資料を参考にしたしまして決定をいたす、こういうこと

でございまして、これがすべてでないといふことを申し上げたいと思ひます。

○阿部(助)委員 これまた重大な事です。これが最終的な通産省の政策立案の基礎ではないんだと。そうすると、われわれに出したこれは、いかげんなものを出したといふことなんですか。

○森下政府委員 私の発言で少し不十分だった点

がございまして、釈明したいと思ひます。

先生にお出しした資料は、もちろん通産省からお出し申し上げた資料でございまして、電力調査委員会にはいろいろ業界の代表もおられるわけでございます。最後には通産省の意見その他中間的な考え方の、いわゆる消費者の意見等も含めまして、最終的な結論というものは権威あるものとして資料として提出しておる、こういうことを申し上げたいと思ひまして、少し私の考え方、またことばで言い足りない点をつけ加えたいと思ひます。

○阿部(助)委員 ですから、私の言いたいのは、通産省と業界とがあまりにも差を過ぎておるんじゃないか。だから、業界の出した数字で電力が足りないなんて言つてみたつて、業界は自分の利益をたてまへにしてものを言うんです。それで皆さんは、この委員会にはいろんな人が入つておるとおっしゃるけれども、それは名簿を出していただきますからはっきりしますけれども、私は大体見当はついているのです。九電力や十五の大口消費者、こういう人たちが大体中心なんです。そうすれば、その人たちに都合のいいような形で問題が論議されることはあたりまえのことなんです。

そこで、政府はそういうことも勘案するでしうけれども、通産省独自の資料を出すくらいのこととは、私は当然過ぎるほど当然だと思ふ。それをぬけぬけと、国会に通産省の資料として持つてくる、名前も入れたものを持つてくるなんというの、私はちょっと解せないんだ。これではいかに通産省と財界がべつたりひついて国民を搾取しておるかということが、ありありと見え過ぎるじゃないですか。やるにしても、その辺も少ししうじやうにやたらどうなんですか。あまりにぬけぬけと、国会をばかにした資料の出し方だと私は思ふ。私、そういう点で、資料を出してもらつてからこの問題をもう少し詰めてみたいと思ふのであります。

次へ進めば、今後の経済成長は安定成長に切り

かえようということが、幾たびか今国会で答弁されておりますね。ところが、この伸び率を見ますと非常に高い。これは一体どういふことなんです。成長率をうんと高く見れば、電力はすぐに不足になつちゃうのです。成長率がこれから安定成長にゆつくり進むとすれば、電力の需給見通しはずつと先についてから不足になつてくるのです。成長率を高く見れば、すぐ来年度でも電力不足になつてくる、こういうことになるわけです。この成長率は、皆さんは政府の方針を踏まえて想定したのですか。

○岸田政府委員 私どもは、別途用意されております算定方式に従つて各需要部門ごとの需要想定をし、それを積み上げて電力需要を計算するわけでございます。前提となります国民総生産なりあるいは鉱工業生産につきましては、先ほど鉱工業生産七・五％ということとを前提としていた旨報告いたしました。ちなみに昨年二月決定の経済社会基本計画では、ほぼ同じ期間につきまして一〇％の鉱工業生産を見込んでおりました。一〇％と七・五％ということで、従来の鉱工業生産の伸びは今後鈍化するであらうという前提に立つておるわけでございます。

(森(美)委員長代理退席、松本(十)委員長代理着席)

○阿部(助)委員 ところが、皆さんが電力の供給能力と需要とが逆転するといふのであれば、需要の予測は経済政策に基づいて厳密に計算される、それはいまおっしゃつたですね。そのデータはいたたきまされども、電力の見通しを通産省に求めても、電力の半分を消費する大口は、化学工場が大体一・七％ぐらい、鉄鋼が二・七％、それと電気機械製造の大手のところが一・三・七％、こういう形で、この大口の三つぐらゐで大体五〇％、半分ぐらゐ消費する。その電力消費計算は全く白紙なのか。あるいは三十年代、四十年代前半の高度成長を基準にした傾向値でこれは試算をしておるでしょう、そうでしょう。

○岸田政府委員 従来の傾向値を修正しておると

ところでございまして。

○阿部(助)委員 それがわからないんだ。電力を大口に消費する鉄鋼、石油化学等の生産計画と電力消費見通し、これはぜひとも出していただきたい。ほんとうはこれを示さないのは、さきあげた経済成長の見通しから考へて、省資源型産業への移行とか安定成長とかいつて、電力事情を過大に操作して、高度成長の再現をはからう、そのために既成事実を先行させておるのではないのか、私はこういう疑問を持たざるを得ないので。それはどうなんですか。

○岸田政府委員 先ほど来の御説明の中に引用しました幾つかの数字、たとえば、従来の鉱工業生産指数の動きと私どもが今回採用しました動きと比べますと、今回の見通しのほうが下がつておるといふ例、あるいは鉄鋼の電力需要の伸びについて引用いたしました例、これらを見ましても、私どもは決して将来の需要を過大に見込むというような考え方ではないことは、御理解いただけると思ひます。具体的な数字等について、別途資料を提出させていただきます。

ただ、私ども申し上げたいのは、発電所の建設は火力発電所でございますと三年、原子力発電所でございますとやはり五年ぐらゐかかります。したがひまして、三年後の需給の状況といふのは、いまからでもある程度推定がつくわけでございます。すでに今後三年たつた後の電力需給は、建設中の発電所が順調に建設されたとしても、予備力がぎりぎりになつてしまふ。それ以降の事態は非常に心配だといふことは、先ほどの需要想定がある程度振幅を持ったといひましたし、おそろくは避けたい状況でございます。この際、電源地帯の整備等を中心とする発電所の建設、確保といふことが大きな課題になつてきたという経緯でございます。

○阿部(助)委員 私はあなたがおっしゃるその需給関係はまだ信用するわけにいかぬのでありますけれども、この電力の需給見通し、これは基本的な経済政策を確立して、それに基づいて生産計画、

こういう需要見通しを立てる、積み上げ方式をするのは当然だと思ふのであります。そして、もし電力供給がタイトになつたとしても、経済政策の上からあまり過熱になつたらいかぬ、高度成長をやつたらいかぬといふときには、これはそれなりに産業政策を押さえる。この前、石油危機などを皆さんがおっしゃつたときにも、この電力の消費規制をやつておるでしょう。ただ伸びたからといって、それに合わせなければいかぬといふことは何もない。その計画は大臣がこれをやる権限を持つておるでしょう。通産大臣がその権限を持つておる。そうすれば、まずこれからの長期経済政策といふものが立てられない先にこんな法案を出してくるというご自身が、私は納得がいけないのです。その計画をまず私は出してもらいたい。それは皆さんのところで出るわけはない。政府が出さなければいかぬ。それは政府はどうなんですか。

○岸田政府委員 政府として電源の長期見通しのよりどころをいたしておることは、電源開発の長期計画であらうかと思ひます。これは先ほど申しましたように、毎年取りまとめを行ない発表しておるところでございます。従来の発表されました計画については、資料としてお届けいたします。

○阿部(助)委員 なぜそういうのを、いまごろになつてお届けしますかと言ふんです。こういう法案を審議してもらおうとすれば、むしろ国会で民主的に国民のために——私、何もあなたをいじめようと思つて質問しておるのじゃないのです。国民のためになれかしと思つて質問しておる。皆さんも、これは国民の将来のためだと思つてやつておるに違ひない。そういう立場に立つたならば、資料を一々要求されなくとも、自分たちが算定した方式、その資料ぐらゐは委員に配つて、そして民主的によりよい方向を見つつけようといふことで国会論議をするのがたてまえなんではないか。そのたてまえをなぜあなたたちはサボつておるのです。怠慢じゃないですか。それとも故意に、これは出したくないといふことでやつておるのか。

すか、どっちなんです。

○岸田政府委員 私どもも今後の需要想定について参考となる資料がございましたら、極力整理をいたしまして、御参考に供したいと考えております。

○阿部(助)委員 そういう資料がないと、いま電力料金を値上げしようとしておる、そういう料金値上げの問題の論議ができないのですよ。一ぺんその資料をもらってからやりたいのですが、いかがですか。

○松本(十)委員長代理 阿部君に申し上げますが、それはそれとして、まだたくさんあるようですから、ほかのことを続行してください。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○松本(十)委員長代理 速記を起こして。

次回は、来たる十七日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十分散会